(素案)

第4期徳島県がん対策推進計画 (2024~2029年)

令和 年 月徳 島 県

目 次

第1 1 2 3 4	章 基本的事項 計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 2 1 2 3	章 がんを取り巻く現状 がん患者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第3 1 2 3	章 前推進計画の進捗状況・評価 全体目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第 4 1	章 全体目標並びに分野別施策及び個別目標 全体目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 23
2	(1) がん予防・がん検診・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25 26 27 27 28 28 29 31 32 36 37 38 39 39
	 ⑨高齢者のがん対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40 40 42 43 44 45
	(4)これらを支える基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40

①がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
②がんの教育・がんに関する知識の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
③がん登録の利活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
④患者・県民参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
⑤デジタル化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
第5章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
1 感染症発生・まん延時や災害等を見据えた対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
2 役割と連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
①がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
②地域がん診療病院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
③地域がん診療連携推進病院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
④一般医療機関·····	
⑤在宅医療関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 医療保険者等······	
①検診機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
②医療保険者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
①県·····	
②市町村・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 県民・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(= / /I) PM	- 0

第1章 基本的事項

1 計画改定の趣旨

本県において、がんは、昭和56 (1981) 年より死亡原因の第1位となっており、令和4 (2022) 年は死亡率 (人口10万対) は344.3 (全国は316 本県の全国順位は第18位) と全死因の約21.9%を占め、年間約2,400人が、がんが原因で亡くなっており、依然としてがんは、県民の生命と健康にとって重大な問題です。

また、生涯のうちに、2人に1人ががんに罹ると推計されていますが、がんは加齢により罹患リスクが高まることから、今後の高齢化の進行とともに、本県のがんに罹患する人及びがんにより死亡する人は増加していくものと推測されます。

こうしたことから国においては、平成19年4月に「がん対策基本法」(平成18年法律第98号)(以下「基本法」という。)を施行するとともに、同年6月に同法第9条第1項に基づき「第1期がん対策推進基本計画」を策定し、本県におきましても、国の「第1期がん対策推進基本計画」を基本とする、「徳島県がん対策推進計画」が平成20年3月に策定され、がん診療連携拠点病院の整備や緩和ケア提供体制の強化、地域がん登録の推進が図られました。

また、「第2期がん対策推進基本計画」に基づいた「徳島県がん対策推進計画」を平成25年3月に策定し、小児がん、がん教育及びがん患者の就労を含めた社会的な問題等への取組が推進されました。平成30年には「第3期がん対策推進基本計画」に基づいた「徳島県がん対策推進計画-2018年改訂版-」を策定。「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」ことを目標とし、「がん予防」、「がん医療の充実」及び「がんとの共生」の3本柱に沿った総合的ながん対策が推進されたほか、新たな課題として、AYA世代のがん、高齢者のがんといったライフステージに応じたがん対策やゲノム医療の推進等について内容が追加されました。

しかしながら、人口の高齢化とともに、本県のがんの罹患者数、死亡者数は今後とも増加していくことが見込まれる中、がん医療や支援について地域格差や施設間格差がみられ、それぞれの状況に応じた適切ながん医療や支援を受けられないことが懸念されています。

また、がん検診受診率の目標値の未達、緩和ケアや相談支援の更なる充実に加え、新たにがん患者等の就労を含めた社会的な問題、がんの教育、ライフステージに応じたがん対策などの課題も明らかになり、がん患者を含めた県民はこうした課題を改善していくことを強く求めています。

県ではこうした状況を踏まえ、前推進計画の見直しを行い、「第4期徳島県がん対策推進計画」(以下「本計画」という。)を策定します。本計画では、「誰一人取り残さない!全ての県民とがん対策を推進し、がんの克服を目指す」ことを全体目標とした上で、「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」の各分野における現状・課題、それらに対する取り組むべき施策を定めます。また、施策の評価に当たっては、PDCAサイクルの実効性を確保するため、ロジックモデルを活用します。

今後は、本計画に基づき、行政、がん患者を含めた県民、医療従事者、医療保険者、学会、教育関係者、事業主、患者団体を含めた関係団体及びマスメディア等が一体となってがん対策に取組み、誰一人取り残さないがん対策を推進します。そして、がん患者を含めた全ての県民ががんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや誰もがどのような病態であっても、尊厳を持って安心かつ納得できるがん医療や支援を受けられ、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで送ることができるよう全ての県民とがんの克服を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、国の「がん対策推進基本計画」を基本とし、基本法第12条第1項に基づき、本県のがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るための、進化した県計画です。

さらに本計画は、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく「徳島県保健医療計画」、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく「健康徳島21」、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の9及び介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく「とくしま高齢者いきいきプラン」、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく「都道府県医療費適正化計画」、その他法令の規定による計画であって、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2023年度)を初年度とし、令和11年度(2029年度)までの6年間とします。

4 計画の評価・見直し

がん対策を実効あるものとして総合的に推進していくため、毎年度、可能な限り目標の達成状況を把握・評価し、本計画の進行管理を行うとともに、健康対策審議会、がん対策連絡会議等において、がん患者及びその家族等の意見等も踏まえ、がん対策の効果を検証し、必要に応じ、施策の見直しを行います。

なお、本計画は、基本法第12条第3項の規定に基づき、本県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、本県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに再検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとし、国の基本計画と同様に3年を目途に、中間評価を行うこととしています。

本計画は、刻一刻と多種多様化していくがん患者を含めた県民ニーズにスピード感を持って対応 するため、令和6年度以降に向けた改善見直しを行い、進化した県計画として改定します。

【がん対策推進に関係する組織】

徳島県健康対策審議会 生活習慣病部会 がん対策連絡会議

徳島県生活習慣病管理指導協議会

肺がん部会、胃がん部会、大腸がん部会、子宮がん部会、乳がん部会、 肝がん部会、がん登録部会

徳島県がん診療連携協議会

がん診療連携協議会、連絡部会、情報提供・相談支援部会、緩和ケア部会

第2章 がんを取り巻く現状

厚生労働省研究班の推計によると、今や、日本人の2人に1人ががんにかかる可能性があるとされて おり、本県におきましては、毎年約6,000人を超える方ががんに罹患されています。

また、がんは本県の死亡原因の第1位で、総死亡者数の約5人に1人、毎年、約2,400人ががんで亡く なっています。

がんは、加齢により罹患リスクが高まることから、今後、高齢化の進行に伴い、その死亡者数はさ らに増加するものと見込まれており、がんは他人事ではなく身近なものとして捉える必要があります。

がん患者の状況

本県のがん患者数は、厚生労働省患者調査(令和2年度)によれば、人口10万対で、入院患者が 120、外来患者が196となっており、入院、外来とも、全国平均(入院89、外来144)より高くな っています。

【文原中的配例(八百10万万) 黄州,伊工万阙百,心有阙重】									
H ()			徳島	全国					
区分	総数	順位	入院	順位	外来	順位	総数	入院	外来
平成23年	255	21	125	17	131	25	238	107	130
平成26年	290	8	124	13	166	5	237	102	135
平成29年	273	16	123	11	150	21	244	100	145
令和2年	316	2	120	8	196	2	234	89	144
前回比(%)	116	_	97.6	-	131	-	95. 9	89	99. 3

【受療率の推移(人口10万対) 資料: 厚生労働省「患者調查」

また、本県のがん登録のデータによると、がん罹患者数は、平成15年では2,542人でしたが、そ の後、増え続け、平成21年に5,000人を超えてほぼ2倍となりました。

平成28年から全国がん登録制度が導入され、平成28年のがん罹患者数は6,391人となりました。 令和元年の罹患者数は、6,285人で平成28年以降毎年6,000人を超える方が新たにがんと診断されて います。

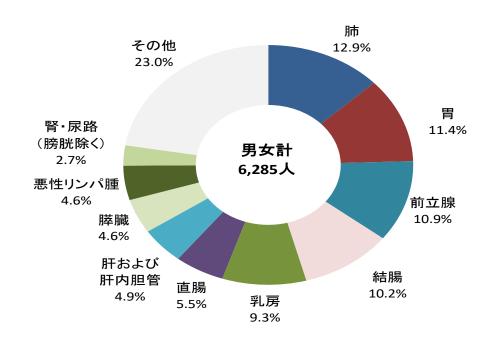
また、令和元年では男性が3,563人、女性が2,722人と常に男性が女性を上回っており、男性の方 ががんに罹患しやすいといえます。

【徳島県のがん罹患数の推移】 (人) 7,000 6,285 6,391 6,172 6,014 6,000 5,516 5,507 5,431 5,300 ___男性 5,001 5,104 5,098 5,000 **→**女性 **——**男女計 4,000 3,623 3,547_{3,416} 3,563 3,193 3,175 3,083 3,020 2.885 2,863 2,858 3,000 2.563 2,768 2,625 2,598 2,722 1,991 2,138 2,246 2,348 2,280 2,213 2,341 2,314 2.000 1,000 0 H25 H26 H27 H28 H29 H20 H21 H22 H23 H24 H30 (2016) (2017) (2018) (2019) (2008) (2009) (2010) (2011) (2012) (2013) (2014) (2015)

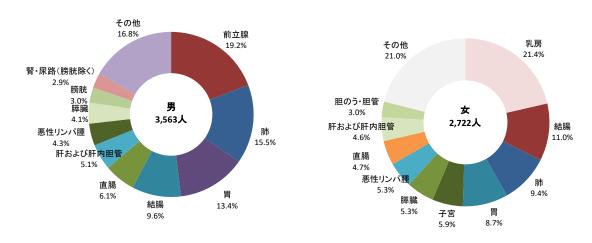
資料:徳島県のがん登録(令和元年)

なお、本県における令和元年全国がん登録のデータによる部位別罹患状況(登録数6,285人)は、男性では前立腺がん(19.2%)、大腸(結腸・直腸)がん(15.6%)、肺がん(15.5%)、胃がん(13.4%)、の順に多く、女性では乳がん(21.4%)、大腸(結腸・直腸)がん(15.7%)、肺がん(9.4%)、胃がん(8.7%)の順に多くなっています。

【男女計・部位別罹患割合(%) 資料:全国がん登録(令和元年)】



【男女別・部位別罹患割合(%) 資料:全国がん登録(令和元年)】



2 がんによる死亡の状況

(1) 主要死因の状況

人口動態統計(厚生労働省)により、本県のがんによる死亡の推移を見てみると、昭和56年から 悪性新生物(がん)が死因の第1位を占めており、昭和51年には、人口10万対の死亡率が悪性新生 物143.9、脳血管疾患210.8、心疾患151.2だったものが、令和4年には、悪性新生物344.3、脳血管 疾患101.1、心疾患234.5となっており、悪性新生物(がん)の死亡率の増加が際立っています。悪 性新生物(がん)は、加齢に伴い発症リスクが増加すると言われており、高齢化とともに死亡率が 高くなっている可能性があります。

344.3 300 234.5 250 210.8 200 151 2 150 101.1 100 0 **我你以 科制20基** W. ROZE ━━悪性新生物 ━━心疾患 ━━脳血管疾患

【徳島県3大死因の死亡率の年次推移(人口10万対)】

資料:厚生労働省「人口動態統計」

令和4年の人口動態統計によると、がん死亡者数は2,403人、人口10万対の死亡率は344.3 (全国第18位)、全死因の21.9%を占め、死亡原因の第1位となっています。

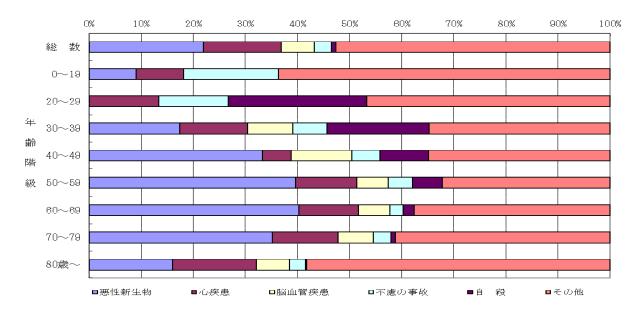
年齢階級別に、死因に占めるがんの割合をみると、30歳代では17.4%、40歳代では33.3%、50歳代では39.6%、60歳代では40.3%を占めています。

【徳島県の令和4年主要死因別死亡数の割合】



年 次	悪性新生物 死亡数(人)
平成15年	2,257
平成16年	2,362
平成17年	2,301
平成18年	2,367
平成19年	2,291
平成20年	2,357
平成21年	2,443
平成22年	2,538
平成23年	2,454
平成24年	2,504
平成25年	2,482
平成26年	2,469
平成27年	2,491
平成28年	2,478
平成29年	2,478
平成30年	2,451
令和元年	2,489
令和2年	2,446
令和3年	2,490
令和4年	2,403

資料:厚生労働省「人口動態統計」



資料:厚生労働省「人口動態統計」

(2) がんの部位別死亡状況

がんの部位別死亡率をみると、「気管、気管支及び肺」が70.8、次いで大腸(結腸・直腸 S 状結腸移行部及び直腸」45.3、「胃」36.8、「膵」34.7、「肝及び肝内胆管」26.2と続いており、全国と比較しても高くなっています。

男女別にみた部位別の死亡割合は、男性では、「気管、気管支及び肺」が最も高く、「大腸」、「胃」、「肝及び肝内胆管」、「膵」と続いていますが、女性では、「気管、気管支及び肺」、「大腸」、「膵」、「胃」、「乳房」の順となっています。

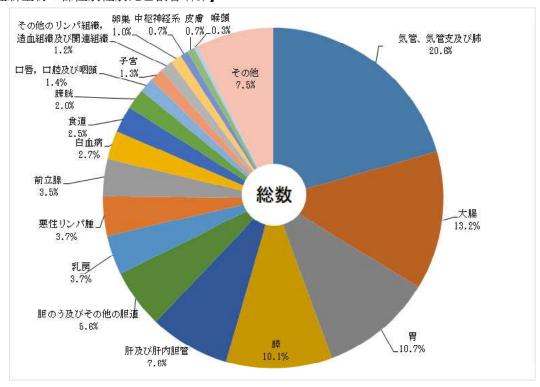
【令和4年 悪性新生物の部位別死亡者数】

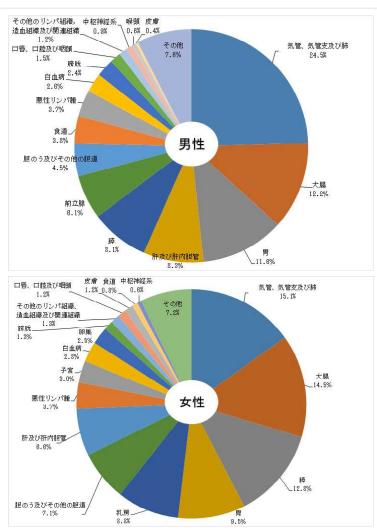
全国順位は、死亡率が低い順

#: H	徳	i	県		全	国	
死因	死亡者数 (人)	占有率 (%)	死亡率 ※	全国順位	死亡者数 (人)	死亡率 ※	死因 順位
順位(死亡率)	2, 403	100.0	344. 3	30	385, 797	316. 1	-
1 気管、気管支及び肺2 胃	494 257		70. 8 36. 8	24	76, 663 40, 711	62. 8 33. 4	1 2
3 膵 4 結腸 5 肝及び肝内胆管	242 214 183		34. 7 30. 7 26. 2	19	39, 468 37, 236 23, 620	32. 3 30. 5 19. 4	3 4 7
6 前立腺 7 胆のう及びその他の胆道	85 135	3. 5	25. 4 19. 3	28	13, 439 17, 756	22. 7 14. 6	6 8
8 直腸S状結腸移行部及び直腸 9 乳房	102 90	4. 2 3. 7	14. 6 12. 9	19	15, 852 16, 021	13. 0 13. 1	10 9
10 悪性リンパ腫 11 白血病 12 食道	90 65 61	3. 7 2. 7 2. 5	12. 9 9. 3 8. 7	33	14, 231 9, 759 10, 918	11. 7 8. 0 8. 9	11 15 13
13 子宮	31	1. 3	8. 5		7, 157	11. 4	12

※死亡率は人口10万対

【悪性新生物の部位別性別死亡割合(%)】



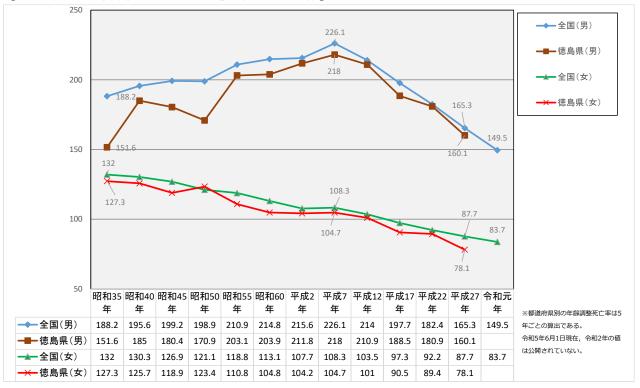


資料:厚生労働省「人口動態統計」

(3)年齢調整死亡率

年齢構成による影響を調整した「年齢調整死亡率」(人口10万対)で見てみると、平成27年の全年齢では、男性160.1 (全国第31位)、女性78.1 (同45位)となっており、75歳未満では、令和3年の男女計で66.3 (全国第23位)と、いずれも全国と比較して低い状況にあります。

【悪性新生物の年齢調整死亡率の推移(人口10万対)】



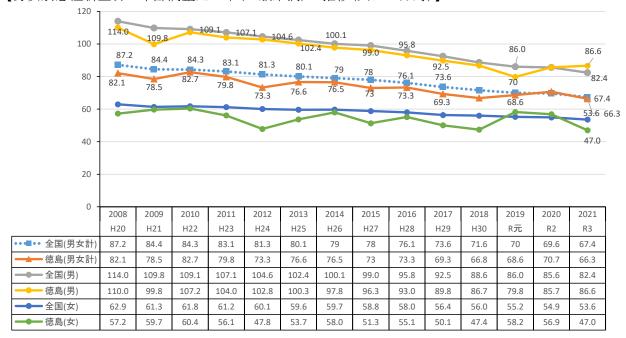
資料:厚生労働省「人口動態統計」

【悪性新生物の年齢調整死亡率 (75歳未満) の推移 (人口10万対)】



資料:厚生労働省「人口動態統計」(国立がん研究センター・がん対策情報センター)

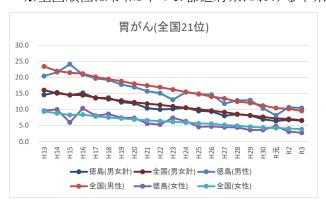
【男女別悪性新生物の年齢調整死亡率(75歳未満)の推移(人口10万対)】

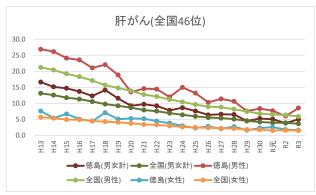


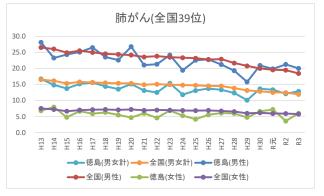
資料:厚生労働省「人口動態統計」(国立がん研究センター・がん対策情報センター)

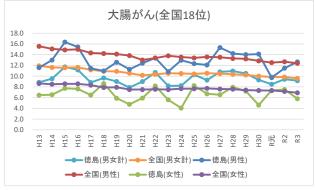
年齢調整死亡率(75歳未満)を部位別にみると、胃がんと肝がんが順調に減少している一方、膵臓がんが増加傾向、大腸がん・子宮がんが横ばいになっています。

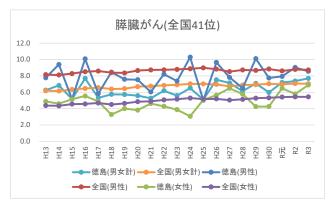
【部位別の年齢調整死亡率(75歳未満)の推移(人口10万対)】 ※全国順位は令和3年の47都道府県における本県の順位(低い順)

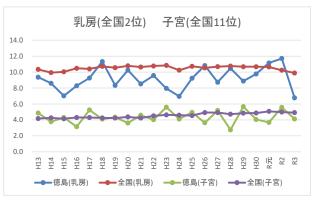












資料:厚生労働省「人口動態統計」(国立がん研究センター・がん対策情報センター)

平成30年度に改定した前推進計画に掲げた人口10万人に対する「がんの年齢調整死亡率 (75歳未満)の減少」については、人口動態統計によると、計画改定時である平成28年の73.3から令和3年では66.3となり、7ポイント減少しており、目標を達成できています。

令和3年がんの年齢調整死亡率(75歳未満)は男性86.6(全国第14位)、女性47.0(同第46位)となっており、男女計で66.3(同第25位)でした。男性が全国平均よりも高く、女性は全国に比べて低い状況となってます。

3 がん検診の状況

がんは、より早期のうちに発見し、治療することができれば完治する可能性が高くなることから、 市町村によるもののほか、企業における福利厚生や健康保険組合等における独自の保健事業による もの、任意で受診する人間ドック等によりがん検診が実施されており、実施主体(市町村や職場等) により実施方法や費用等は異なっています。

本県のがん検診は、胃がん検診と子宮頸がん検診から始まり、昭和57年度からは老人保健法に基づく老人保健事業として市町村で実施され、その後、子宮体がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診が追加・拡充、平成10年度からは一般財源化され、現在は健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく事業として実施されています。

このうち、市町村で受けることができるがん検診は、集団検診・個別検診など実施形態に違いは あるものの、国の定めた「がん検診実施のための指針」に基づき、次の要領で実施されています。

【市町村実施のがん検診の方法】

・胃がん検診: 胃部エックス線検査(※1) 又は胃内視鏡検査 50歳以上の男女(隔年)

・肺がん検診:胸部エックス線撮影検査+喀痰細胞診(※2) 40歳以上の男女

・大腸がん検診: 便潜血検査 40歳以上の男女

・乳がん検診 :マンモグラフィ(乳房専用エックス線撮影) 40歳以上の女性(隔年)

・子宮頸がん検診:細胞診 20歳以上の女性(隔年)

(※1) 胃部エックス線検査は、40歳以上、毎年実施しても差し支えない

(※2) 喀痰細胞診の対象者は、

①喫煙指数(1日の喫煙本数×年数)が600以上の方

②6カ月以内に血痰のあった方

このほか、実施主体によっては、前立腺がん検診や子宮頸がん検診にあわせてHPV検査を実施しているところもあり、また健康増進事業の中で、肝臓がんの原因であるB型肝炎ウイルス検査・C型肝炎ウイルス検査も実施されています。

これらのがん検診は、対象年齢等の条件を満たしていれば誰でも受診できることになっていますが、本県の受診率は、令和3年度地域保健・健康増進事業報告によると、子宮頸がんについては、全国より高い受診率ですが、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がんでは全国より低い受診率となって

います。検診受診後に、精密検診が必要と判定された受診者が精密検診を受診した割合である精密検診受診率においては、胃がん(胃内視鏡)以外は全国平均より高い受診率となっています。

なお、県健康づくり課が令和4年5月末時点の数値を集計した結果によると、令和3年度に市町村が実施したがん検診の精密検診受診率は、平成28年度と比較すると、胃がんと大腸がんは受診率が上昇したものの、肺がん、乳がん、子宮頸がんでは、受診率が減少しています。

【徳島県の市町村実施のがん検診実績】

実施年度	区分	受診率	要精密検診率	精密検診受診率
4	胃がん	4.9%	7.7%	85. 3%
4	肺がん	4.9%	3.4%	85. 9%
4	大腸がん	6.0%	8.2%	75. 9%
4	乳がん	9.7%	6.8%	88. 4%
4	子宮頸がん	12.2%	2.5%	71.1%

⁽注) 「令和5年度地域保健・健康増進事業報告」による県健康づくり課の集計(令和5年5月末時点)によるものである。

【市町村実施のがん検診実績 令和3年度地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)】

実施	区分	受診率※		要精密検診率		精密検診受診率		がん発見率	
実施年度	<u></u> Б. Л	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国
2	胃がん (エックス線)	4.5%	6. 5%	9.5%	6.4%	85.1%	81.7%	0.14%	0.12%
	胃がん (胃内視鏡)	4. 5 70	0. 5 %	7.9%	7.5%	92.7%	93. 2%	0.34%	0.38%
2	肺がん	3.5%	6.0%	2.6%	2.1%	88.2%	82.7%	0.05%	0.06%
2	大腸がん	4.6%	7.0%	8.8%	7.7%	79.5%	68.6%	0. 23%	0. 24%
2	乳がん	12.3%	15.4%	7.2%	5.9%	92.1%	90.1%	0.52%	0.34%
2	子宮頸がん	16.3%	15.4%	2.6%	2.2%	86.8%	76.6%	0.03%	0.03%

⁽注) 要精密検診率、精密検診受診率、がん発見率は「令和3年度地域保健・健康増進事業報告」によるものである。「乳がんの受診率」については「視触診及びマンモグラフィの併用受診者」の数値である。「子宮がんの精密検診受診率」については、精密検診で組織診を実施していない場合は、精密検診受診者から除かれている。

(参考:許容値 国立がん研究センター)

.,	, , , =	*			
	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮がん検診
要精検率	11.0%以下	3.0%以下	7.0%以下	11.0%以下	1.4%以下
精検受診率	70.0%以上	70.0%以上	70.0%以上	80.0%以上	90.0%以上
がん発見率	0.11%以上	0.13%以上	0.03%以上	0.23%以上	0.05%以上

⁽注)がん発見率と子宮頸がん検診の要精検率の許容値については、国において許容値の見直しが行われる見込みです。

がん検診については、検診受診率の向上とともに、精度管理・事業評価を行い、科学的根拠に基づく検診が実施されることが重要です。本県では、がん検診の実施主体である市町村と連携し、生活習慣病管理指導協議会を設置し、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・肝がんのそれ

[「]乳がんの受診率」については「視触診及びマンモグラフィの併用受診者」の数値である。

[「]子宮頸がんの精密検診受診率」については、精密検診で組織診以外のコルポ診や細胞診等を実施した場合も含む。

^{※「}がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための 指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳までと している。

ぞれについてがん部会を開催し、受診率向上の具体的な改善策を検討するとともに、各がん検診の質を確保するための精度管理等を行っています。なお、市町村が実施するがん検診の精度管理を行うため、「がん検診チェックリスト」を徳島県がん検診実施要領に記載するとともに、市町村やがん検診実施機関へ精度管理調査を行い、各がん部会において報告するなど、適切な精度管理に努めています。

います。
前推進計画では、国民生活基礎調査により把握される、本県の各がん検診の受診率を6年以内に50%以上にすることを目標としていましたが、令和4年の同調査の結果によると、受診率は40%前後で、平成28年と比較して全てのがん検診で増加していますが、目標には到達していない状況にあります。検診受診率の向上のため、市町村による「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、乳がん、子宮がん検診に係る無料クーポン事業が平成21年度から実施されており、(大腸がん検診は平成23年度から平成27年度まで)、県においても企業やNPO法人との連携、高校生等の若い世代への健康教育を実施するなど、様々な手段により、普及啓発に努めています。また、受診者の利便性を図るため、子宮頸がん検診は平成21年度から、乳がん検診は平成23年度から、胃がん検診は平成29年度から、市町村にかかわらずがん検診を受診できるよう広域化を行っています。なお、国の基本計画において、受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(子宮がんは20歳から69歳)としており、本計画も同様の算定対象年齢とすることから、がん検診の受診率は表のとおりとなっています。

〇がん検診の受診率(%) <40歳から69歳まで、子宮頸がんは20歳から69歳まで>

		吐ぶ)	田ぶり	上明ぶり	乳がん	(女)	子宮頸がん(女)	
		肺がん	胃がん (過去1年)	大腸がん	過去1年	過去2年	過去1年	過去2年
△ ₹□ 4 左	徳島県	46. 4	39. 1	40.5		43. 3		41. 1
令和4年	全 国	49. 7	41.9	45. 9		47. 4		43. 6
令和元年	徳島県	46. 0	38. 9	37. 5		44. 5		43. 2
77 和元午	全 国	49. 4	42.4	44. 2		47. 4		43. 7
平成28年	徳島県	41. 2	34.8	33. 5	33.8	41.3	31. 1	39. 0
平成28年	全 国	46. 2	40.9	41.4	36. 9	44. 9	33. 7	42. 3
平成25年	徳島県	39. 5	35. 1	33. 5	33. 1	43. 2	31. 9	42. 1
平成25年	全 国	42.3	39.6	37. 9	34. 2	43. 4	32. 7	42. 1
亚战22年	徳島県	22. 2	27. 5	20.7	27. 3	36. 4	26. 9	36. 4
平成22年	全 国	24. 7	32.3	26. 0	30.6	39. 1	28. 7	37. 7

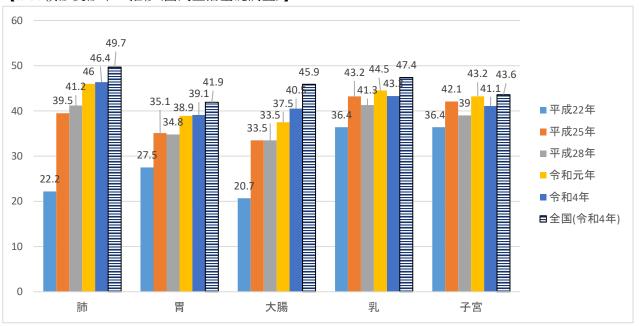
資料:国民生活基礎調查(厚生労働省)

〇男女別がん検診の受診率(%) <40歳から69歳まで、子宮頸がんは20歳から69歳まで>

		肺が	i ん	胃が	· ん	大腸	がん	乳がん	(女)	子宮頸が	5
)11P /~	70		70	J \ 11/1/1	73 70				
		男	女	男	女	男	女	過去1年	過去2年	過去1年	過去2年
令和4年	徳島県	50.7	43.3	45. 7	34.0	44.2	37. 3		43.3		41.1
ካ ለከ4 ተ	全 国	53. 2	46.4	47.5	36. 5	49. 1	42.8		47.4		43.6
人和二 左	徳島県	49.6	42.5	43. 1	34. 9	40.9	34. 2		44. 5		43. 2
令和元年	全 国	53. 4	45.6	48.0	37. 1	47.8	40.9		47.4		43. 7
平成28年	徳島県	42.8	38. 1	37. 5	32.5	35.5	32. 5	33.8	41.3	31. 1	39.0
平成20平	全 国	51.0	41.7	46. 4	35.6	44.5	38. 5	36. 9	44. 9	33. 7	42.3
平成25年	徳島県	43.6	36. 1	39.6	32.0	35.6	31. 4	33. 1	43.2	31. 9	42.1
平成25平	全 国	47.5	37.4	45.8	33.8	41.4	34. 5	34. 2	43.4	32. 7	42.1
平成22年	徳島県	24. 1	21.8	29. 7	24.8	22.2	18.8	27. 3	36. 4	26. 9	36. 4
	全 国	26. 4	23.0	36.6	28.3	28. 1	23. 9	30.6	39. 1	28. 7	37. 7

資料:国民生活基礎調查(厚生労働省)

【がん検診受診率の推移(国民生活基礎調査)】



資料:国民生活基礎調査(厚生労働省)(40歳から69歳まで、子宮頸がんは20歳から69歳まで)

第3章 前推進計画の進捗状況・評価

平成30年3月に策定した前推進計画で設定した個別目標について、 $A\sim E$ までの評価区分を設け、直近のデータや達成度合い等により、評価を行います。

A:目標に達した B:目標に達していないが改善傾向にある C:変わらない

D:悪化している E:評価困難

1 全体目標

項目	期限	計画改定時	現状	評 価
がんによる年齢調整死亡率(75歳未満)の減少 (人口10万人対) (人口動態統計による都道府県別がん死亡データ(国立	6年以内	73.3 (H28年)	66.3 (令和3年)	【A】 ▲7.0%
がん研究センター・がん対策情報センター))		(参考) 国 76.1 (H28年)	国 67.4 (令和3年)	▲8.7%
科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	6年以内	_	_	_
がん患者本位のがん医療の実現	6年以内	_	_	_
がんになっても安心して暮らせる社会の構築	6年以内	_	_	_

2 分野別個別目標

	項	目	説明	期限	計画改定時	目標	現 状	評価
	(1) 7	がんの予	坊					
C) が/	んの予防	(1次予防)					
	減少	契煙率の 健康栄養	成人の喫煙率について、男性18%、女性 3%への減少	6年以内	男性25.5% 女性 4.0% (H28年)	男性18% 女性3%	男性29.4% 女性 6.5% (R4年)	D
		契煙の機 有する者 少	行政機関、医療機関	6年以内	行政 6.6% 医療 5.6% (H28年)	行政 O % 医療 O %	行政 1.7% 医療 2.6% (R4年)	В
	前里.		職場		31.2% (H28年)	受動喫煙 の無い職 場の実現	19.5% (R4年)	В
			家庭		7.2% (H28年)	3 %	9.1% (R4年)	С
			飲食店		43.5% (H28年)	17%	9.9% (R4年)	A

禁煙宣言事業 所の増加(県 健康づくり課 による把握)	禁煙宣言事業所の増 加	6年以内	1,207事業 所 (H29年10 月時点)	増加	1,212事業所 (令和5年7月 時点)	A
HPVワクチンン接 種のあり方に ついての検討 及び普及啓発	種のあり方について 国の動向に基づく検 討及び正しい知識の 普及啓発の実施			普及啓発 の実施	令和4年度から積極的勧 奨が再開されました	_
肝炎ウイルス 検査数の増加	肝炎ウイルス検査数 の増加	6年以内	245, 498件 (累計) (H28年度 末)	30万件 (累計)	331, 207件 (累計) (R4年度末)	A
肥満(BMI2 5以上)の割合 の減少 (県民健康栄養 調査)	男性(20~60歳代) 女性(40~60歳代)	6年以内	男性32.5% 女性20.3% (H28年)	男性28% 女性19%	男性39.5% 女性21.5% (R4年)	男性D 女性C
食塩摂取量の 減少(県民健康 栄養調査)	総数(20歳以上)	6年以内	9.7g (H28年)	8 g	9.8g (R4年)	С
野菜摂取量 (平均値)の増加(県民健康栄養調査)	総数(20歳以上)	6年以内	316 g (H28年)	350 g	309g (R4年)	С
果物摂取量(1 00g未満の 者)の割合の 減少(県民健康 栄養調査)	総数(20歳以上)	6年以内	53.1% (H28年)	30%	63. 1% (R4年)	D
運動習慣者 の割合 の増加(県民 健康栄養調査)	男性 女性 (20歳~64歳)	6年以内	男性26.2% 女性24.5% (H28年)	男性36% 女性33%	男性29.4% 女性16.6% (R4年)	D
	男性 女性 (65歳以上)	6年以内	男性31.7% 女性45.5% (H28年)	男性58% 女性48%	男性38.8% 女性39.0% (R4年)	男性B 女性D
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少(県民健康栄養調査)	男性 女性 (1日当たりの純アルコ ール摂取量が男性40g 以上、女性20g以上の 者)	6年以内	男性11.5% 女性6.1% (H28年)	減少	男性16.6% 女性8.4% (R4年)	D

② がんの早期	② がんの早期発見、がん検診(2次予防)						
がん検診受 診率の 向上 (国民生 活基礎調査)	がん検診を受診する 人の割合の増加 (肺がん・大腸がん・乳がんは40歳~69 歳、胃がんは50歳~6 9歳、子宮頸がんは20 歳~69歳、胃質がん・乳がん・乳がん・名宮頸がん・名宮頸がん・名の受診率) ※H28年は40~69歳、子宮頸がんのみ20~69歳	6年以内	開がん 34.8% 肺がん 41.2% 大腸がん33.5% 乳がん 33.8% (※41.3%) 子宮頸がん31.1 % (※39.0%) (H28年) ※ 2年以内 に受る者 診率	50% 50% 50% 50% 50%	胃がん 45.0% 肺がん 46.4% 大腸がん40.5% 乳がん 43.3% 子宮頸がん41.1% (R4年)	В	
精密検診受 診率の 向上(地域保 健・健康増進 事業報告)	がん検診による要精 密検診者のうち、精 密検診を受診する人 の割合を95%以上に 増加	6年以内	胃がん 86.9% 肺がん 89.1% 大腸がん76.2% 乳がん 91.9% 子宮頸がん83.8% (H28年度)	すべての 部位 95%	胃がん 85.1% 肺がん 88.2% 大腸がん79.5% 乳がん 92.1% 子宮頸がん86.8% (R3年度)	胃がん・肺 がん D 大腸がん・ 乳がぬ・ 子宮頸 B	
精度管理の推進	各部位ごとの「がん 検診チェックリスト」 による精度管理の評 価結果のB評価(お おむね満たしている) 以上の市町村数の増 加	6年以内	胃がん 18市 町村 肺がん 18市 町村 大腸がん 18市 町村 乳がん 18市 町村 子宮頸がん19市 町村 (H28年度)	増加	開がん 24市町村 肺がん 24市町村 大腸がん24市町村 乳がん24市町村 子宮頸がん24市町村 イ (R4年度)	A	
③ 職域のがん	検診		I				
職域における後診受診率民生(国際)	職域でがん検診を受 診する人の割合の増 加	6年以内	開がん 19.5% 肺がん 25.6% 大腸がん18.2% 乳がん 11.3% (※13.1%) 子宮頸がん8.8% (※12.3%) (H28年) ※2年以内 に受者 のでいる	増加	胃がん 24.6% (※28.4%) 肺がん 31.8% 大腸がん26.0% 乳がん ※19.3% 子宮頸がん※15.3 % (R4年) ※2年以内に 受者の受診 率	A	
民間企業等との連携	徳島県がん検診受診 促進事業所数の増加	6年以内	39事業所 (H29年10 月1日時点)	増加	53事業所 (R5年10月1 日時点)	A	

	(2) がん医療	の充実					
(1	がん医療提	供及び連携体制の整備					
	チーム医療体制の整備	すべての拠点病院等 にチーム医療の体制 を整備	6年以内	すべての拠 点病院およ び推進病院	継続	すべての拠点 病院及び推進 病院で継続し て整備でき いる	A
	地域連携ク リニッ リニッ リニッ リニッ リニッ リニッ リニッ リニッ リニッ リニッ	拠点病院と地域連携 クリニカルパスを整 備している連携登録 医療機関の増加	6年以内	3,041機関 (登録機関 延べ数・ H29年7月1 日時 点)	増加	2,335機関 (登録機関 延べ数・ H30年12月末時 点) ※国の報告様 式の変更元年 の調査が最後	E
	がん周術期 の口腔管理 実施医療機 関数の増加 (現況報告)	がん周術期の口腔管 理実施医療機関数の 増加	6年以内	7 施設	増加	7 施設	С
2	② がん診療連	携拠点病院等取組の充実	Ę				
	地域連携ク リニカルパ スの整備	拠点病院において、 罹患数の多いがんの 地域連携クリニカル パスを整備	6年以内	_	整備	拠い携パ記種しのに域カ療ト整機活に域カ療ト整機活の	A
	がん海等の成績等がる医療情報の提供	拠点病院においてが ん治療の成績をはじ めとしたがんに関す る医療情報の積極的 な提供	6年以内	_	積極的な提示	各おが各い別ホや記情実点て登療の数ム内しのし病、録法が等ペ誌、提い院院数にんを一等医供いるしいのしてがある。	A

小児がん、	AYA世代のがん、高齢	〒			T	
小児がんの 医療連携	小児中核病院や中四 国の小児がん拠点病 院を中心とした小児 がんの医療連携の整 備	6年以内	_	整備	徳島大学病院 を中心として、 小児がんの医 療連携体制を 整備している	
AYA世代 の医療連携	小児がん医療科と成 人診療科の連携によ るAYA世代のがん の医療連携の整備	6年以内	_	整備	今との一に連んないのでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	
高齢者のが んの医療提 供	高齢者のがん治療の 指針 (策定予定) に 基づいたがん医療の 提供の整備	6年以内	_	整備	高者が、状況な受ら、というのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
がん登録						
院内がん登 録の増 加(徳島県医療 施設機能調査)	院内がん登録を実施 している医療機関の 増加	6年以内	28か所 (H29年)	増加	34か所 (R4年)	A
DCN率の減少	地域がん登録の推進 による DCN率の低下	6年以内	13.4% (H25年)	減少	DCI 4.1% (平成27年デ ータまではD CNを使用)	A
DCO率の減少	地域がん登録の推進 による DCO率の低下	6年以内	7.9% (H25年)	減少	2.5% (H30年)	A
全国がん登 録指定診療 所の増加	全国がん登録におけ る県が指定する診療 所の増加	6年以内	29診療所 (H29年)	増加	25診療所 (R5年)	D
がんゲノム	医療					
がんゲノム 医療の提供 体制の整備	中四国に設置される 中核拠点病院との連 携によるゲノム医療	6年以内	_	整備	徳島大学病 院ががんゲ ノム医療連	A

	の提供体制の整備				携てノ核で大にム供備る病、ム拠あ学よ医体さとん療病岡連ゲのがてしが中院山携ノ提整いしゲー院の携	
(3) がんと D がんと診断	の共生 された時からの緩和ケフ					
緩和ケアの基本的な知識の習得	がん医療に携わる全ての医療従事者が習得	6年以内	945名 (H29年度 末)	全ての医療従事者	1,399名 (令和4年度 末)	В
拠点病院の 緩和ケアの 基本的な知 識の習得(拠 点病院調査)	拠点病院におけるが ん診療においてがん 患者の主治医や担当 医となる医師の緩和 ケア研修修了者の割 合	6年以内	92.0% (投年6月末時点) (修了者数402 人/ 医師数437人)	100%	92.2% (R4年9月1日 時点) (修了者数542人 /医師数588人)	В
専門的な緩和ケアの質の向上	緩和ケアの質を向上 させる専門的な医療 従事者の増加	6年以内	緩和医療専門医 1名、緩和医療 暫定指導医4名、 緩和ケア認定看 護師11名等 (H29年)	増加	緩和医療専門医3 名、緩和医療学会 認定医8名、緩和 ケア認定看護師11 名等 (R5年) ※緩和医療暫定 指導医は、令和元 年度に廃止	A
緩和ない。 一門のででででででいる。 ででいる。 ででいる。 ででででできる。 ででいる。 でできる。 ででできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででででででで。 でででででででででででででででででででででででででで	拠点病院を中心に緩 和ケアを迅速に提供 できる診療体制の整 備、緩和ケアチーム や緩和ケア外来など の専門的な緩和ケア の提供体制を整備	6年以内	緩和ケアチ ームのある 医療機関数 26医療機関 (H29年)	増加	25医療機関 (令和4年) ※最終は、 令和5年度調 査結果で評 価	-
② 在宅医療の	充実	ı				
在宅療養支援の充実 (四国厚生 支局)	在宅療養支援(機能 強化型)である24時 間対応の在宅支援病 院・診療所の増加	6年以内	16か所 (H29年10月 1日時点)	増加	187か所 (R5年10月1 日時点)	A

	悪性腫瘍患者の在宅ターミナルの アの対応の 充実 (徳島県 医療施設機能調 査)	悪性腫瘍患者の在宅 ターミナルケアに対 応した病院・診療所 の増加	6年以内	95か所 (H29年)	増加	100か所 (R4年)	A
	訪問看護の充実 (県長寿いきがい 課調査)	訪問看護ステーショ ンに従事する看護職 員の増加	6年以内	434名 (H29年10月1日 時点)	増加		
3	がんに関す	る相談支援及び情報提供	ţ				
	相談支援、 情報提供の 充実	拠点病院等における 相談支援センターの がん患者に対する相 談支援、情報提供の 充実	6年以内	4,495件/年 (H27年)	充実	6,088件/年 (R4年)	A
	ピアサポー ト体制の充 実	がん患者等のピアサポーター養成講習会 修了者数の増加	6年以内	31名 (H29年度 末)	増加	42名 (R4年度末)	A
4	がん患者の	就労を含めた社会的な問	問題				
	がんに理解 のあくりるため を発推進	がんに理解のある社 会づくりを進めるた めの啓発の推進	6年以内	_	啓発の推進	両就実現前催代のをんあくし立労施場講しへ普行にるりて支支やで座、の及い理社をい援援教のを次知啓、解会推る。やの育出開世識発がのづ進	A
(5	⑤ ライフステージに応じたがん対策						
	ライフステ ージに応じ たがん対策 の推進	ライフステージに応 じたがん対策の推進	6年以内	_	充実	引イジが おスに対する 推進がある	_

(4) これらを	支える基盤の整備	L	L	l	L		
① がん診療に	携わる専門的な医療従事	事者の育成					
が原理の医療がある場合を関する。	拠点病院等において、がん専門の医療従事者の増加	6年以内	が H29:149名 が 専 H29:149 療 H29:149物 H29:14 水 専 H29:14 水 専 名射 医 ん 護 H29:2 療 所 H29:5 を が 表 で で の が の で の で の で の で の で の で の で の で	増加	が民 158名 が 門 放 医 75 に 158名 が 門 放 医 85 に 158薬 と 158 を 1	В	
がん専門医 の配でするでを備	拠点病院等のがん専門医の配置についてわかりやすく提示できる体制を整備	6年以内	拠点病院等で整備	提の整備	全病い能野従す供い(R4年)の等診専の者情さ現に療門診に報れ、保4年)に接続している年ののののではない。	A	
がん医療従 事者研修の 受講者の増 加	拠点病院が実施する がん医療従事者研修 の受講者の増加	6年以内	9,192名 (H28年度 末)	増加		_	
② がんの教育	② がんの教育・がんに関する知識の普及啓発						
健康教育実 施校の増加	がんを含めた出前健 康教育の実施校の増 加	6年以内	84か所 (H28年度 末)	増加	140か所 (R4年度末)	A	

3 全体評価

(1)全体目標

平成30年度に改定した前推進計画の目標である人口10万人に対する「がんの年齢調整死亡率 (75歳未満)の減少」については、人口動態統計によると、平成28年の73.3から令和3年の66.3 へ、7.0%の減少となりました。年齢調整死亡率は減少傾向にあり、全国の順位は全国第25位となっています。

今後も、引き続き、予防と早期発見の取組を進めるとともに、がん医療の充実、がんとなっても安心して暮らせる社会の構築を推進します。

(2) 分野別個別目標

「がんの予防(1次予防)」では、これまで、健康増進法や国の通知に基づいた受動喫煙防止対策の実施、保健所による栄養改善指導や、個人で目標設定を行い健康の維持・増進を目指す取組の推進などに取り組んできました。しかし、成人喫煙率や生活習慣病のリスクを高める飲酒を行うもの、女性の運動習慣者の割合など6項目が前推進計画策定時から後退しており、1次予防に関する普及啓発方法等の見直しが必要です。

「がんの早期発見」については、市町村や企業と連携した県民への普及啓発などにより、がん検診の受診率の向上を目指した取組を行いましたが、目標の50%は達成できませんでした。しかし、すべてのがん検診において受診率は向上しており、引き続き受診率向上に向けた取組を推進してまいります。

今後も「健康徳島21」に基づく取組や、普及啓発の内容充実などを行い、特に、がん検診受診率や精密検診受診率については、受診促進を積極的に普及啓発を行い、現況の改善に努めます。

「がん医療の充実」については、がん診療連携拠点病院が中心となり、県民に対してがん医療を提供していく体制づくりが進められてきました。チーム医療体制の整備やクリニカルパスの整備等がん診療連携拠点病院を中心とした連携体制等の強化が行われています。また、徳島県生活習慣病管理指導協議会(各がん部会)において、各圏域においてがん医療を提供するがん専門診療医療機関及びがん標準診療医療機関の整備が行われ、各圏域においてがん医療が提供される体制ができています。今後も、がん患者とその家族が安心して希望する治療を受けられるよう、医療体制の充実を図ってまいります。

「がんとの共生」については、拠点病院等を中心に緩和ケア研修がすすめられ、緩和ケア研修を修了した医師が増えてきました。緩和ケアの質の向上のためには、医師及び看護師、薬剤師等さまざまな専門職からなるチームで支えていく必要があります。今後も緩和ケアに関わる医療従事者が必要な知識等を得られる機会の拡充が必要です。

相談支援については、拠点病院等における相談支援センターにおいて、がん患者に対して就 労支援や両立支援についても相談に対応するなど、相談支援が充実してきました。今後も、多 様化・複雑化する相談支援のニーズに対応できる質の高い相談支援体制の整備を推進するとと もに、持続可能な相談支援体制の在り方等について検討していく必要があります。また、ピア ・サポート体制については、ピア・サポーターの数は増加したものの、活動の場が限られてお り、ピア・サポーターの相談支援を必要としている人が必要な支援に繋がっていない可能性が あります。がん患者がピア・サポーター等からの支援を受けやすくなるような体制の整備が必 要です。

第4章 全体目標並びに分野別施策及び個別目標

本県においては、行政、医療関係機関・団体等の関係者によるがんに関する諸問題、がん対策についての共通理解、認識の下に推進することが重要と考え、これまでがん対策を推進してきたところであり、一層効果的なものとするためには、より緊密な連携を図っていくことが必要です。

このため、本計画においては、国における「第4期がん対策推進基本計画」や前推進計画における 取組状況を踏まえ、分野別施策の総合的かつ計画的な推進により達成すべき「全体目標」を設定しま す。

さらに、分野別施策の成果や達成度を計るための指標として「個別目標」を設定します。

【基本理念】

誰一人取り残さない! 全ての県民とがん対策を推進し、がんの克服を目指す。

がん患者を含めた全ての県民が、がんの克服を目指し、がんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや、誰もが、いつどこに居ても、様々ながんの病態に応じた、安心かつ納得できるがん医療や支援を受け、尊厳を持って暮らしていくことができるがん対策を推進します。さらに、こうしたがん対策を全ての県民と進めていくことが重要であることから、「<u>誰一人取り残さない!全ての県民とがん対策を推進し、がんの克服を目指す。」</u>を基本理念とし、次の3点を全体目標として設定します。

1 全体目標

(1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

【目標】 がんにならない がんで若い人が亡くならない

- ・がん予防の充実による年齢調整罹患率(75歳未満)の減少(6年以内)
- ・がん予防の充実による年齢調整死亡率(75歳未満)の減少(6年以内)

がんのリスクを減少させるため、がん予防の普及啓発を進めるほか、「健康徳島21」に基づき、たばこ対策の推進、食生活、運動等の生活習慣の改善や発がんに寄与する感染予防対策に取り組みます。また、がん検診による早期発見・早期治療を促す等、様々な予防施策に関係機関が連携して取り組み、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指します。

(2) 患者本位で持続可能ながん医療の提供

【目標】 患者本位のがん医療の実現

- ・がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少(6年以内)
- ・がんの生存率の向上(6年以内)
- ・全てのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上(6年以内)

本県では、がん診療連携拠点病院が中心となり、県民に対してがん医療を提供していく体制づくりを進めてきました。

がん患者が、県内のどこに住んでいても、適切ながん医療を受けられ、様々ながんの病態に応じた、安心かつ納得できるがん医療を受けられる体制整備に取り組みます。そのため、がん医療の中核となる拠点病院と地域の病院・診療所、在宅療養支援者、介護施設等の連携体制をすすめるなど、地域全体でがん患者を支える体制づくりを推進し、患者本位の質の高いがん医療の提供に取り組みます。

そして、適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の 減少・全てのがん患者及び家族等の療養生活の質の向上を目指します。

(3) がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

【目標】 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

・全てのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上(6年以内)

がん患者及びその家族は、身体的苦痛や精神心理的な苦痛に加え、社会とのつながりを失うことに対する不安や仕事と治療の両立が難しいなど社会的苦痛も抱えています。

こういった現状を踏まえ、がん患者とその家族を社会全体で支える取組が必要となります。がん 患者が住み慣れた地域社会で安心して生活するには、行政、医療、福祉、産業保健等の様々な関係 機関が連携し、それぞれのライフステージや状況に応じた支援が必要です。

がん患者が、いつでも、どこに居ても、尊厳を持って安心して暮らせる社会を構築し、がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指します。

2 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

(1) がん予防・がん検診

① がんの1次予防

【最終目標】

予防可能ながんのがん対策を推進し、がんの罹患者数の減少を目指す。

○生活習慣について(喫煙、飲酒、食事、身体活動など)

【現状と課題】

がんの1次予防は、がん対策の第一の砦であり、避けられるがんを防ぐことは、がんの罹患率の減少につながります。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙(受動喫煙を含む。)、飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣など、様々なものがあります。

生活習慣の中でも、喫煙は、種々のがんのリスク因子ともなっており、がんに最も大きく寄与する 因子でもあるため、がん予防の観点からも、たばこ対策を進めていくことが重要です。

国においては、平成14年の「健康増進法」の改正や、平成26年「改正労働安全衛生法」の成立等により、受動喫煙防止対策を進めてきました。

成人喫煙率について、令和4年の県民健康栄養調査によると、男性29.4%、女性6.5%と前計画策定時(平成28年)の男性25.5%、女性4.0%より、増加しています。

受動喫煙防止対策では、令和4年の県民健康栄養調査によると、行政機関で1.7%、医療機関で2.6%、職場で19.5%、家庭で9.1%、飲食店で9.9%の者が受動喫煙の機会を有しており、前々計画時(平成28年)から比較しますと、家庭以外はいずれも減少していますが、目標には到達していない状況にあり、成人喫煙率の減少とともに、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

喫煙率

	徳	島 県	全	国
	男性	女 性	男性	女 性
平成28年	25.5%	4.0%	31.1%	9.5%
令和4年	29.4%	6.5%	25.4%	7.7%

資料:県民健康栄養調査(徳島県)、国民生活基礎調査(厚生労働省)

がんを予防するためには、その他、バランスのとれた食生活、適正飲酒、運動などの生活習慣の改善が重要ですが、県の健康増進計画である「健康徳島21」に基づいて生活習慣の改善を図るための取組を進め、県民への普及啓発、予防対策を推進しています。

- ・健康徳島21に基づき、市町村や栄養士会、食生活改善推進協議会、給食施設協議会等の関係機関、 団体等と連携し、県民へのがんの予防に関する科学的根拠に基づく正しい知識の普及啓発に取り組 みます。
- ・生活習慣は幼少期の過ごし方により大きく影響されることから、学校現場や家庭、地域とが連携し、 子どもの発達段階にあわせて健康教育を実施し、できる限り早い時期から健康のために望ましい生 活習慣やがんに対する知識を身につけられるように努めてまいります。
- ・喫煙が健康に及ぼす影響についての正しい知識の普及啓発を推進します。
- ・未成年者や妊産婦に対して、喫煙が健康に及ぼす影響について、小学校や中学校、高等学校等学校

教育の場の他、地域や家庭においても教育に取り組み、喫煙防止に取り組みます。

- ・受動喫煙が健康に及ぼす影響などの普及啓発を推進します。
- ・改正健康増進法の施行業務に係るガイドライン【徳島県版】に基づき、望まない受動喫煙の防止に 向けて受動喫煙防止対策を推進します。
- ・受動喫煙防止対策について、健康とくしま応援団の「禁煙宣言事業所」を増やすなど、関係機関の 協力を得ながら取り組んでまいります。

○感染症対策について

【現状と課題】

発がんに寄与する因子として、ウイルスや細菌への感染は、男性では喫煙に次いで2番目、女性では最も大きく寄与する因子となっています。

<発がんに大きく寄与するウイルスや細菌>

・子宮頸がんと関連するヒトパピローマウイルス(以下「HPV」という)

子宮頸がんの発生原因の多くがHPV感染であり、子宮頸がんの予防のためには、HPV感染への対策が重要です。HPVワクチンについて、国は積極的な勧奨を差し控えることとした取扱いを終了し、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく個別の接種勧奨を令和4年4月から実施しています。また、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対しては、公平な接種機会を確保する観点から、令和4年度から3年間、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行う「キャッチアップ接種」を実施しています。また、令和5年4月から9価HPVワクチンの定期接種が開始されています。

・肝がんと関連する肝炎ウイルス

肝がんの発生原因の約6割が肝炎ウイルス感染(B型・C型)によるものとされています。 徳島県肝炎対策推進計画に基づき、肝炎ウイルス検査の受診啓発及び陽性者に対するフォローア ップ体制の推進等に取り組んでいますが、依然として、本県の「肝がん及び肝内胆管がん」による 75歳未満年齢調整死亡率(人口10万人対)は、全国でも上位水準となっています。

・ATL(成人T細胞白血病)と関連するヒトT細胞白血病ウイルス1型(以下「HTLV-1」という。) HTLV-1の主な感染経路は、母子感染、性感染、輸血の3つです。現在では、母子感染、特に母乳を介した感染が主要な感染経路と考えられており、断乳や人工乳による予防に一定の予防効果があると考えられています。

現在、母子感染を予防するために、市町村における妊婦健診において、スクリーニング検査が実施されています。また、県内では、保健所やがん相談支援センター等に窓口を設置し、県民からの相談に対応しています。

・胃がんと関連するヘリコバクター・ピロリ(以下「ピロリ菌」という。)

ピロリ菌の感染が胃がんのリスクとなることは、科学的に証明されているものの、ピロリ菌の除菌が胃がんの発症予防効果があるかについては、十分な科学的根拠が示されていません。引き続き、国の動向を確認しながら、必要な対策を講じていきます。

- ・発がんに寄与するウイルスや細菌感染について、予防方法を含めて県民への普及啓発を推進します。
- ・HPVワクチンについて、定期接種及びキャッチアップ接種の対象者に対する、適切な情報提供に基づく正しい理解の促進に取り組みます。
- ・肝炎ウイルスについては、徳島県肝炎対策推進計画に基づく肝炎対策を推進します。
- ・HTLV-1については、県・市町村・医療機関が連携し、県民からの相談に対応するとともに、母子保健対策を含む感染予防対策等に取り組みます。
- ・ヘリコバクター・ピロリ菌については、検査で陽性となり除菌をされない方への定期的ながん検診 の受診を促します。

② がんの早期発見、がん検診(2次予防)

【最終目標】

がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡者数の減少を目指す。

○受診率向上対策について

【現状と課題】

がん検診の受診状況を表す受診率には、市町村のがん検診の実績を集計した「地域保健・健康増進事業報告」によるもののほか、あらゆる実施主体のものを含めて調査する「国民生活基礎調査」によるものがありますが、これは無作為に抽出された地区のみのデータとなっています。

本県のがん検診の受診状況は「令和4年国民生活基礎調査」では40%前後となっており、前計画策定時であった平成28年に比べて増加しているものの、全国平均より低く、前推進計画の目標値50%には届いていません。また、市町村のがん検診は、実施方法の違い等により市町村間で受診率に開きがあるとともに、がんの部位によっても受診率が大きく異なっており、今後、受診率向上を図る上での課題となっています。

また、女性の受診率が男性に比べて低くなっており、女性が受診しやすい環境整備が必要です。

なお、県健康づくり課が独自に令和5年5月末時点の数値を集計した結果によると、令和4年度に 市町村が実施したがん検診の精密検診受診率は、平成28年度と比較すると、すべてのがん種で低下し ており、早期発見・早期治療に繋がらなかったケースがあると考えられます(速報値のため報告後に 受診したケースもあります)。

令和2年度実施した精密検診受診率では、胃がん(胃内視鏡)検診以外は、全国平均より高い受診率となっていますが、精密検診は、がん検診の結果により要精密検診受診者となった全ての方が受診しなければならないものであり、更なる受診促進を行う必要があります。

検診受診率向上対策としては、市町村による「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」における無料クーポン事業が、平成21年度から実施されています(乳がん、子宮頸がん検診)。その他、市町村と検診医療機関、関係機関が連携し、特定検診とがん検診の同時実施や夜間・休日の受診体制の整備等、県民ががん検診を受けやすい利便性に配慮した取り組みが推進されています。

また、県においても子宮がん検診、乳がん検診、胃内視鏡検診の広域化を行い、がん検診受診の利便性の向上を図ったり、「徳島県がん検診受診促進事業所」(令和5年10月現在53事業所)による企業の取組や、児童や生徒等の若い世代への出前講座による健康教育やメッセージカード事業による家族への受診の呼びかけ、デジタルサイネージやSNS等を活用した情報発信を行うなど、様々な手段により普及啓発に努めています。

なお、がん検診受診者の3割から7割程度が、職域でがん検診を受診しているといわれていますが、職域におけるがん検診は法的根拠がなく、保険者や事業主が、福利厚生の一環として任意で実施されています。そのため、実施割合、実施されているがん検診の種類、対象者数及び受診者数等を継続的に把握する仕組みになっていないため、受診率の算定や精度管理を実施することが困難であることが、職域におけるがん検診の精度管理上の課題となっています。平成30年3月に「職域におけるがん検診に関するマニュアル」が国から示されました。

- ・受診率の向上を図るため、全てのがん検診受診率を60%以上にすることを目標に掲げます。
- ・市町村、保険者、企業等と協力しながら、県民に対してがん予防を含め、がん検診の意義及び必要性についての普及啓発を図ります。
- ・市町村が、検診機関等の協力を得て、未受診者に対する普及啓発や受診勧奨の実施、検診を受けやすい環境の整備に努めるなど、未受診者対策を推進できるよう支援します。
- ・受診のハードルを下げる取り組みや市町村が個別受診勧奨に向き合える体制を推進します。
- ・がん検診の受診促進には、事業所内の経営者の理解と協力が不可欠なことから、今後も引き続き、 「徳島県がん検診受診促進事業所」の活動を支援します。
- ・協会けんぽや関係機関等と連携し、がん検診の必要性を周知し、職場におけるがん検診の受診促進 を積極的に図ってまいります。

・職域のがん検診は、本県のがん対策において、がん検診受診の機会を提供する重要な役割を担って おり、職域におけるがん検診を効果的に実施するため、「職域におけるがん検診に関するマニュア ル」に基づき、科学的根拠のある職域のがん検診が実施されるよう推進してまいります。

○がん検診精度管理等について

【現状と課題】

がんの早期発見・早期治療につなげ、がんの死亡率を減少させるためには、がん検診における精度 管理が必要不可欠です。

現在、市町村において精密検査未受診者への郵送や電話、訪問などによる再勧奨の取組が行われていますが、精密検査受診率については、多くのがん種で十分とは言えない状況です。

令和2年度の各がん検診のプロセス指標値(精検受診率・要精検率・がん発見率・陽性反応的中度など)は、国が示す許容値を満たしていますが、精検検診受診率95%以上という目標は達成できていません。

市町村が実施するがん検診の精度管理については、生活習慣病管理指導協議会の各部会で検討されており、全ての市町村で「がん検診チェックリスト」による調査を実施する他、徳島県がん検診実施要領にもがん検診ごとのチェックリストを記載するなど、精度管理を推進しています。

【取組の方向性】

- ・精密検査の必要性について、正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- ・市町村検診について、市町村及びがん検診実施医療機関において、指針に基づくがん検診が行われているか、定期的に精度管理調査を実施します。
- ・検査方法や診断等について、県内が統一したがん検診となるよう、検診医や読影医等を対象とした 研修会を開催する等、精度管理に努めます。
- ・全ての市町村ががん検診について「がん検診チェックリスト」を活用した精度管理を行えるよう支援していきます。
- ・市町村及びがん検診実施医療機関は、要精密検査対象者のフォローアップを行い、未受診者に対する受診勧奨に努めます。
- ・生活習慣病管理指導協議会の各がん部会が中心となり、精度管理の向上に努めます。

○科学的根拠に基づくがん検診の実施について

【現状と課題】

がん検診には、市町村の住民検診のような対策型検診と、人間ドックなどの任意型検診があります。 対策型検診は、集団全体の死亡率の減少を目的としており、有効性が確立したがん検診となります。 対策型検診では、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいた科学的根拠に基づくがん検診が実施されています。

一部の市町村では国の指針で定められていない検診も実施されています。

- ・市町村検診において、市町村及び検診機関が、指針に基づくがん検診が行われているかの把握に努めます。
- ・市町村検診において、市町村及び検診機関が、科学的根拠に基づくがん検診を継続して実施できるよう支援します。

(2) がん医療提供体制等

【最終目標】

県内のどこに住んでいても安心してがん医療を受けられる体制整備を目指す

①医療提供体制の均てん化・集約化について

【現状と課題】

ア がん診療連携拠点病院について(国指定)

全国のどこに住んでいても、質の高いがん医療が提供されるよう、都道府県の推薦をもとに厚生労働大臣が指定する病院を「がん診療連携拠点病院」と言います。がん診療連携拠点病院は、がん医療の中核的な役割を担っています。

<都道府県がん診療連携拠点病院>

都道府県に原則1カ所指定され、がん医療の質の向上及びがん医療の均てん化・集約化、がん診療の連携協力体制の構築等に関し、中心的な役割を担う医療機関です。

医療機関名	所在地
徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1

<地域がん診療連携拠点病院>

2次医療圏を目安に指定され、地域のがん診療の中心的な役割を担う医療機関です。

医療機関名	所在地
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3
徳島市民病院	徳島県徳島市北常三島町2丁目34-34
徳島赤十字病院	小松島市小松島町井利ノ口103

<地域がん診療病院>

がん診療連携拠点病院がない2次医療圏に指定され、基本的に隣接する地域のがん診療連携拠点病院のグループとして指定されます。拠点病院と連携しつつ、専門的ながん医療の提供、相談支援や情報提供などの役割を担っています。

医療機関名	所在地
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2

イ 徳島県がん診療連携推進病院について(県指定)

拠点病院のない空白医療圏での機能強化、がん医療の均てん化を図る目的で、拠点病院の指定要件を一部緩和し、拠点病院に準じる病院として「徳島県地域がん診療連携推進病院」を指定しています。

医療機関名	所在地	
徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎小谷32	
阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	



本県では、都道府県がん診療連携拠点病院である徳島大学病院、地域がん診療連携拠点病院である県立中央病院、徳島市民病院及び徳島赤十字病院、地域がん診療病院である県立三好病院(以下、都道府県がん診療拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院を「拠点病院」という)、を中心に、がんの集学的治療が提供され、医療連携や各種研修会の開催によるがん医療従事者の資質向上などの取組が進められています。

また、がん医療の均てん化を進めるため、拠点病院に準ずる機能を有する病院を「徳島県地域がん診療連携推進病院」(以下、「推進病院」という)として平成23年度に県独自に創設し、現在では、徳島県鳴門病院と阿南医療センターの2病院を指定しています。

がん患者の受療動向を3圏域別にみると、がん患者の居住する医療圏域での受診割合は、東部では、外来、入院共に受診割合が9割を超えていますが、南部では7~8割程度、西部では外来受診割合は7割、入院受診割合は5割程度となっており、外来については、がん患者の居住する医療圏内で受けられる体制が整備されていると考えられます。

○ がん外来患者の圏域別受療動向

医療圏別 患者の居住地	レセプト件数	東部 受診割合(%)	南部 受診割合(%)	西部 受診割合(%)
東 部	331, 109	95. 8%	3. 9%	0. 3%
南 部	98, 819	18. 4%	81. 6%	0%
西 部	53, 895	23. 8%	0. 5%	75. 7%

資料: 令和3年度NDB (通称: ナショナルデータベース)

○ がん入院患者の圏域別受療動向

医療圏別 患者の居住地	レセプト件数	東部 受診割合(%)	南部 受診割合(%)	西部 受診割合(%)
東 第 南 部	45, 114 13, 196	95. 6% 29. 8%	4. 2% 70. 2%	0. 2% 0%
西部	7,647	44.1%	0.5%	55. 3%

資料:令和3年度NDB (通称:ナショナルデータベース)

【取組の方向性】

- ・がん医療が高度化する中で、引き続き質の高いがん医療を提供するため、地域の実情に応じ、均て ん化を推進するとともに、持続可能ながん医療の提供に向け、がんゲノム療法や希少がん、難治性 がん等、特に高度な技術や設備を必要とする医療については、計画的に集約化を図ります。
- ・がんの治療は、各部位ごとに専門医を必要とし、手術、放射線、薬物療法等を組み合わせた治療が必要とされるため、これらの集学的治療が提供できる拠点病院を中心に、東部、南部、西部3圏域での医療連携体制の整備を進めます。
- ・緩和ケアを含む在宅療養や相談支援体制については、身近な3圏域での提供ができる体制を図って いきます。
- ・がんの種類や病期に応じ、専門的ながん診療機能を有する拠点病院を中心として、拠点病院に準ず る推進病院を含め、標準的ながん診療機能を有する医療機関、その他の医療機関との連携体制を整 えるとともに、検診から在宅医療まで切れ目のない医療の提供体制の構築を目指します。
- ・感染症発生、まん延時や災害時等の状況下においても、必要ながん医療を提供できるよう、診療機能の役割分担や、各施設が協力した人材育成、応援体制の構築等、地域の実情に応じた連携体制を整備する取組を平時から推進します。

② がんゲノム医療について

【現状と課題】

ゲノム医療とは、患者の遺伝子情報を調べて、その患者の体質や病状に適した医療を行うことです。 ゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を国とと もに段階的に構築し、患者・家族等の理解を促し、心情面でのサポートや治療法選択の意思決定支援 を可能とする体制の整備が求められています。

また、がんゲノム医療の推進とともに、がんゲノム情報の取扱いやがんゲノム医療に関する県民の理解を促進するため、教育や普及啓発に努めるとともに、安心してがんゲノム医療に参加できる環境の整備が求められています。厚生労働省では、がんゲノム医療体制として令和5年10月1日時点で「がんゲノム医療中核拠点病院」が全国13施設、「がんゲノム医療拠点病院」が32施設、「がんゲノム医療連携病院」が208施設整備しています。その他、国においては、がんゲノム情報管理センターを設置し、全国の病院からデータを集め、効果的な薬や治療法の開発を進めています。

【取組の方向性】

がんの標準診療は、がんの部位や進行度によって、多くの患者に効果が確認された治療法や薬が使われていますが、ゲノム医療は、がん患者ごとに変異する遺伝子にあわせた治療が可能となるものです。中四国エリアでがんゲノム医療中核拠点病院として指定を受けた岡山大学病院と県がん診療連携拠点病院である徳島大学病院を中心に、がんゲノム医療の推進に取り組むとともに、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、がん患者やその家族及び血縁者が安心できる環境整備に努めます。

③がん医療提供体制及び連携体制の整備(手術療法、放射線療法、薬物療法 等)

がんの治療法には、手術療法、薬物療法、放射線療法などがあります。がんの種類や進行度によっては、それぞれ単独の治療法では十分な効果が得られない場合があり、より高い治療効果を目指して、これらの治療法を組み合わせて治療を行うことがあります(集学的治療)。

しかし、本県においては、放射線療法や化学療法の専門医をはじめとした医療従事者の確保や機器の整備は十分とは言えない状況にあります。

そこで、各医療機関内での多職種によるチーム医療はもとより、医療機関のもつ機能を生かした役割分担と効率的な医療連携などによる地域完結型の医療体制を整備する必要があります。

医療提供体制整備が促進されている一方で、患者が自分の病状や検査・治療内容、それに伴う副作用・合併症などについて適切な説明を受け、十分に理解した上で自身の判断で治療方針などに対して拒否や合意を選択するインフォームド・コンセントや、患者やその家族が治療法を選択する上で第三者である医師に専門的見解を求めることができるセカンドオピニオンについて、十分に実施、活用される、患者やその家族の視点に立った医療提供体制の整備も必要です。

令和5年度徳島県医療施設機能調査によると、本県におけるがんの種類別にみた医療提供体制の現 状は、おおよそ次のようになっています。

ア 胃がん

胃がんは、地域の医療機関において、エックス線検査、内視鏡検査、病理検査などにより診断されます。

治療は、主に手術療法、内視鏡的切除、化学療法、放射線療法が実施されています。

県内では、東部、南部及び西部のすべての圏域で、内視鏡及び腹腔鏡を含む手術療法、化学療法 及び放射線療法が提供されています。

【胃がんの治療実施状況】(実施医療機関数)

治療	圏域	東部	南部	西部	全体
手術療法		11	2	2	15
腹腔鏡手術		10	2	1	13
内視鏡的手術		15	6	4	25
化学療法	入院	17	3	5	25
	外来	17	3	5	25
放射線療法	入院	4	1	1	6
	外来	4	1	1	6
集学的療法		6	2	1	9

資料:令和4年度徳島県医療施設機能調査(令和4年6月現在)

イ 肺がん

肺がんは、地域の医療機関において、CT検査、気管支鏡検査などにより診断され、治療を実施する医療機関へと紹介されています。

県内では、東部、南部及び西部のすべての圏域で手術療法、化学療法及び放射線療法が提供されています。

なお、市町村における肺がん検診による要精密検査者は、「生活習慣病管理指導協議会肺がん部会」において把握している精密検診協力医療機関に紹介されています。

【肺がんの治療実施状況】(実施医療機関数)

圏域治療		東部	南部	西部	全体
手術療法		9	2	2	13
化学療法	入院	14	3	5	22
化子烷伝	外来	14	3	5	22
放射線療法	入院	4	1	1	6
双剂禄炼伍	外来	4	1	1	6
集学的療法	集学的療法		2	1	7

資料: 令和4年度徳島県医療施設機能調查(令和4年6月現在)

ウ 大腸がん

大腸がんは、大腸内視鏡検査、注腸造影検査などにより診断され、市町村における大腸がん検診による要精密検査者は、「生活習慣病管理指導協議会大腸がん部会」において把握している精密検査医療機関に紹介されています。

治療は、内視鏡的切除や手術などが実施されています。

県内では、東部、南部及び西部のすべての圏域で内視鏡及び腹腔鏡を含む手術療法、化学療法及び放射線療法が提供されています。

【大腸がんの治療実施状況】(実施医療機関数)

治療	圏域	東部	南部	西部	全体
手術療法		11	2	2	15
腹腔鏡手術		11	2	2	15
内視鏡的切	除	31	9	7	47
化学療法	入院	18	3	5	26
11. 子原伝	外来	19	3	5	27
放射線療法	入院	4	1	1	6
以初脉烷伝	外来	4	1	1	6
集学的療法		6	2	1	9

資料:令和4年度徳島県医療施設機能調査(令和4年6月現在)

エ 乳がん

乳がんの治療は、病期に応じて、手術療法、薬物療法、放射線療法を組み合わせて行われます。 県内では、東部、南部及び西部のすべての圏域で手術療法及び薬物療法、放射線療法が提供されて おり、本県の乳腺専門医は、平成24年には10名でありましたが、H29年10月現在では12名に増加し ています。

なお、市町村における乳がん検診による要精密検査者は、「生活習慣病管理指導協議会乳がん部会」において把握している精密検診協力医療機関に紹介されています。

【乳がんの治療実施状況】(実施医療機関数)

圏域治療		東部	南部	西部	全体
手術療法		10	2	2	14
薬物療法	入院	20	3	4	27
架彻炼伍	外来	27	5	7	39
放射線療法	入院	4	1	1	6
双剂禄炼伍	外来	4	1	1	6
集学的療法		6	2	1	9

資料: 令和4年度徳島県医療施設機能調查(令和4年6月現在)

オ 肝がん

肝がんの治療は、手術療法、焼灼療法、経動脈的治療の3療法を中心とし、この他に放射線療法 や化学療法が行われます。

県内では、東部、南部及び西部のすべての圏域で手術療法、化学療法、放射線療法が実施されていますが、手術療法や放射線療法の実施は一部の病院に限られており、肝炎ウイルス検査からフォローアップ、肝がんの診断、治療機関との連携が必要です。

また、肝炎患者等を早期に発見し、早期治療に結びつけ肝がんの発症予防に努めることは重要であり、県では、B型・C型肝炎ウイルス検査を受診されたことがない方を対象として、保健所と委託医療機関において無料のウイルス検査を実施しています。

なお、ウイルス性肝炎については、肝疾患専門医療機関や拠点病院を整備し、抗ウイルス療法に 対する医療費助成を行っています。

【肝がんの治療実施状況】(実施医療機関数)

治療	圏域	東部	南部	西部	全体
手術療法		7	2	2	11
焼灼療法		10	2	1	13
経動脈的治療	療	7	2	1	10
化学療法	入院	16	3	4	23
11. 子/原伝	外来	15	3	4	22
批制组表洪	入院	4	1	1	6
放射線療法	外来	4	1	1	6
集学的療法		5	2	1	8

資料:令和4年度徳島県医療施設機能調査(令和4年6月現在)

カ 子宮がん

子宮がんの治療は、病期に応じて、手術療法、化学療法、放射線療法を組み合わせて行われます。 県内では、手術療法、放射線療法の実施は一部の病院に限られておりますが、東部、南部及び西 部のすべての圏域で手術療法、化学療法、放射線療法が提供されています。

なお、市町村における子宮頸がん検診による要精密検査者は、「生活習慣病管理指導協議会子宮がん部会」において把握している精密検診協力医療機関に紹介されています。

【子宮がんの治療実施状況】(実施医療機関数)

圏域治療		東部	南部	西部	全体
手術療法		5	2	2	9
化学療法	入院	10	3	2	15
化子烷伝	外来	8	3	2	13
放射線療法	入院	4	1	1	6
双剂禄炼伍	外来	4	1	1	6
集学的療法	集学的療法		1	1	6

資料:令和4年度徳島県医療施設機能調查(令和4年6月現在)

【取組の方向性】

質の高い病理診断が速やかに提供され、安全かつ質の高い手術療法、放射線療法、薬物療法が適切なタイミングで提供され、安全かつ質の高い手術療法、放射線療法、薬物療法が適切なタイミングで提供され、さらに、患者自身が治療法を正しく理解した上で提供を受けられるような体制整備を推進します。

また、徳島県がん診療連携協議会や拠点病院等と連携し、がん診療に携わる医療機関の医療機能の分化や連携について検討・協議・周知します。

○部位ごとの方向性

ア 胃がん

胃がん患者に対して高度かつ専門的な手術療法、内視鏡的切除及び化学療法が実施できる医療機関を「専門診療」病院とし、「胃癌治療ガイドライン」に準じた手術療法、内視鏡的切除及び化学療法が実施できる医療機関を「標準的診療」病院として、他の医療機関との診断から治療までの連携を進めるとともに、地域連携クリニカルパスを活用します。

イ 肺がん

肺がん患者に対して集学的治療が提供できる病院を「専門診療」病院とし、胸部CT検査又は 気管支鏡検査ができる医療機関、手術療法又は化学療法を実施している医療機関を「標準的診療」 病院とし、地域連携クリニカルパスにより連携を進めます。

ウ 大腸がん

大腸がん患者に対して集学的治療が提供できる拠点病院と、拠点病院と同程度の集学的治療を 提供できる病院を「専門診療」病院とし、手術療法及び化学療法を実施している病院を「標準的 診療」病院とし、地域連携クリニカルパスにより連携を進めます。

エ 乳がん

乳がん患者に対して、「乳癌診療ガイドライン」に基づいた手術療法、薬物療法、放射線療法 のすべてが実施できる病院を「専門診療」病院とし、マンモグラフィが整備され、「乳癌治療ガイドライン」に基づき手術療法または薬物療法を実施している病院を「標準的診療」病院とし、 地域連携クリニカルパス(治療記録ノート)の普及等により連携を進めます。

オ 肝がん

肝がん患者に対して、手術療法、放射線療法、化学療法を組み合わせた集学的治療を実施し、特に、肝臓専門外科医による手術療法を実施するとともに、高度かつ専門的な焼灼療法を実施する医療機関を「専門診療」病院、肝がんの焼灼療法、経動脈的治療、肝臓のエコー検査、造影CT、MRIを実施している医療機関を「標準的診療」病院とし、地域連携クリニカルパスにより連携を進めます。

特に肝がんとウイルス性肝炎の医療は一体的に行われる必要があることから、それぞれの医療

機関が連携し、継続した治療やフォローアップができる体制整備を進めます。

また、ウイルス性肝炎については、感染経路等についての理解が十分でなく、感染の事実を認識していない患者が存在することが推測されるため、平成25年3月に「徳島県肝炎対策推進計画」を策定しましたが、令和4年3月に改定された国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に基づき県計画を改定し、より総合的な肝炎対策を推進し、肝がんへの進行や予防を進めます。

カ 子宮がん

子宮がん患者に対して手術療法、放射線療法、薬物療法を組み合わせた集学的治療が実施できる病院を「専門診療」病院とし、「子宮頸癌治療ガイドライン」、「子宮体癌治療ガイドライン」に基づいた手術療法、薬物療法を実施している病院を「標準的診療」病院とし、地域連携クリティカルパスにより連携を進めます。

○各がん共通の方向性

- ・標準的治療や先進的な医療の提供、術後の経過観察、在宅医療の実施、地域連携クリニカルパスの 作成及び集学的な臨床研究の実施などを通じて、医療機能の分化・連携を推進します。
- ・医師による十分な説明と患者やその家族の理解の下、インフォームド・コンセントが行われる 体制や、治療法の選択等に関して、主治医以外の医師による助言(セカンドオピニオン)が受け られる体制を整備します。
- ・病状の進行により日常生活に支障をきたすようになってきたがん患者の療養生活の質の維持向上 を図るため、病状の進行に応じて、運動機能の改善や生活機能の低下予防など、喪失した機能のリ ハビリテーションについて積極的に取り組んでいきます。
- ・専門診療を行う医療機関と、標準的医療を行う医療機関、在宅療養支援機能を有する医療機関が、 診療情報や治療計画を共有するなどによる連携を進めます。
- ・禁煙外来の取組を推進します。
- ・拠点病院等を中心として、安心かつ安全で質の高いがん医療を提供できるよう、手術療法、放射線療法、化学療法の各種医療チームを設置するなどの体制を整備することにより、各職種の専門性を活かし、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療の取組を推進するとともに、患者のさらなる生活の質の向上を目指し、口腔管理、食事療法などによる栄養管理やリハビリテーションの推進など、職種間連携を推進します。

④ がん診療連携拠点病院等の取組の充実

【現状と課題】

○チーム医療の推進について

患者やその家族等が抱える様々な苦痛、悩み、負担に応え、安全かつ安心で質の高いがん医療を提供するため、他職種によるチーム医療の推進が必要です。

これまで、拠点病院等において、医療従事者間の連携体制の強化に係る環境整備に向けて、医師、 看護師、薬剤師、社会福祉士、後任心理士等で組織された緩和ケアチームを含む様々な専門チームの 設置が進められてきました。

現況報告によると、現在全ての拠点病院等において、専門チームが設置されています。

療養生活の質の維持・向上の観点から、食事を通して栄養を摂取することや、治療の合併症予防及びその病状軽減は重要であり、がん患者に対する口腔の管理に、歯科医師や歯科衛生士等の口腔ケアチーム、また、適切な栄養管理に、医師、看護師、管理栄養士、言語聴覚士等の栄養サポートチームと連携しつつ対応することが求められています。

また、これらの拠点病院、推進病院及びかかりつけ医等の地域の医療機関が連携してがん治療を提供するため、「地域連携クリニカルパス」が、がん診療連携協議会や生活習慣病管理指導協議会の各がん部会を中心に導入されており、共通の地域連携クリニカルパスの作成やパスを活用した連携が進められています。現在、患者に対するがん診療の支援、医療連携に関する理解を進めるため、患者用の地域連携クリニカルパスである「患者手帳(治療の記録ノート)」が9種類(肺がん、乳がん、子宮がん、肝がん、前立腺がん、食道がん、胃がん、大腸がん、甲状腺がん)のがんについて作成され

ており、あわせて普及を進めておりますが、がん種によっては十分に機能していない状況にあることから、改善点等を検討する必要があります。

○がんリハビリテーションについて

がん治療の影響や病状の進行に伴い、日常生活動作に障害を来し、生活の質の著しい低下が見られることから、がん領域でのリハビリテーションの重要性が指摘されています。

現況報告によると、すべての拠点病院で、リハビリテーション専門医が配置されています。

令和4年度徳島県医療施設機能調査によると、本県では26医療機関でがん患者リハビリテーション (診療報酬上)が実施されています。

○支持療法の推進について

支持療法とは、がんそのものに伴う症状や、治療による副作用・合併症・後遺症による症状を軽く するための予防や治療、ケアのことです。

がん治療における副作用、合併症、後遺症対策として、支持療法の適切な推進が重要です。

国において、がん治療に伴う副作用・合併症・後遺症を軽減し、患者のQOLを向上させるため、支持療法に関する実態の把握、均てん化を目指した研究が行われているほか、薬物療法による合併症に関するガイドラインの改定、がん患者の精神心理的な支援に関する診療ガイドラインの作成等が進められています。

県内において専門的なケアを実施する外来について、拠点病院等を中心に設置が進められてきました。現況報告によるとすべての拠点病院でストーマ外来が設置されており、リンパ浮腫外来については、徳島県立中央病院と徳島大学病院に設置されています。

今後も支持療法の提供体制の充実を推進します。

【取組の方向性】

○チーム医療の推進について

- ・徳島県がん診療連携協議会や拠点病院と連携し、がん診療に携わる医療機関の医療機能の分化や連携、地域連携クリニカルパスの活用について検討・協議します。
- ・拠点病院等は、地域のがん診療を行っている医療機関に対する診療支援や、地域のがん診療に携わる医療従事者に対する研修等を通じて地域全体のがん医療水準の向上に努めるほか、拠点病院等が中心となって緩和ケア病棟、緩和ケア外来、緩和ケアチーム、在宅療養支援診療所等が連携するなどにより、地域における連携強化を図っていきます。
- ・さらにこれらの連携を進めるために、地域連携クリニカルパスの活用に向けて、主導的な役割を 果たしていきます。
- ・拠点病院等は、そのがん医療水準を向上させるため、専門分野の異なるがん診療を行う医師が定期 的にカンファレンスを開催し、提供しているがん医療の評価や情報提供の体制を整備するよう努め ます。
- ・拠点病院等は、院内や地域の歯科医師、歯科衛生士等と連携し、医科歯科連携によるがん患者の口腔の管理の推進に引き続き取り組みます。また、栄養サポートチーム等の専門チームと連携し、栄養指導や管理を行う体制の整備に引き続き取り組みます。

○がんリハビリテーションについて

・研修を受講した医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の拠点病院及び推進病院等 への配置を推進し、入院に加え外来においても、効果的・継続的ながんのリハビリテーション提供 体制の整備を推進します。

○支持療法について

・患者が、治療に伴う副作用・合併症・後遺症への見通しを持ち、身体的苦痛や外見の変化等があった際に容易に相談ができるよう、多職種による相談支援体制の整備や医療従事者への研修の実施等を推進します。

⑤がんと診断された時からの緩和ケアの推進について

【現状と課題】

緩和ケアは、基本法第15条において、「がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しく

は精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう」と定義されています。また、法第17条において、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策として、「緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること」が明記されています。このように、緩和ケアとは、身体的・精神心理的・社会的苦痛等の「全人的な苦痛」への対応(全人的なケア)を全ての医療従事者が診断時から行うとともに、地域の関係機関等とも連携して取り組まれるものであり、こうした取組を通じて、患者やその家族等のQOLの向上を目標とするものです。

県内の緩和ケアの取組については、緩和ケア病棟をもつ病院は東部に2か所(44床)、西部に1か所(20床)あります。

また、緩和ケアは精神的ケアや社会的支援なども含めチームで対応する必要がありますが、緩和ケアチームが設置されている病院は、25か所(令和4年度医療施設機能調査による)となっています。 医療用麻薬については、県内の医療機関で処方を行っている機関が104施設(55病院・49診療所)、 医療用麻薬を取り扱っている薬局数が329か所でした(令和3年度NDB)。

【取組の方向性】

- ・緩和ケアの意義や正しい認識について、県民や医療・福祉関係者に対して普及啓発します。
- ・心のケア等を含む全人的な緩和ケアを診断や治療の初期段階から充実させ、診断から治療、在宅医療まで切れ目なく提供されるよう、拠点病院を中心に、緩和ケアチームや緩和ケア病棟、在宅療養支援診療所、その他の医療機関等との地域連携を進めます。
- ・がん患者が望んだ場所で過ごすことができるよう、拠点病院等を中心に、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療、介護を担う機関と連携した、在宅を含めた地域における緩和ケア提供体制の整備を推進します。
- ・医師を対象に緩和ケアの重要性について普及啓発に努めるとともに、がん診療に携わるすべての医療従事者が緩和ケアの知識や技術を習得できるよう、拠点病院を中心に研修を実施するとともに、 緩和医療専門医、緩和医療暫定指導医及び緩和ケア認定看護師等による緩和ケアの質の向上に努めます。
- ・がん性疼痛で苦しむ患者をなくすため、多様化する医療用麻薬をはじめとした身体的苦痛緩和のための薬剤の迅速かつ適正な使用と普及を図っていきます。
- ・より質の高い緩和ケアを実施していくため、「徳島がん対策センター」や拠点病院、関係団体等と の連携により、緩和ケアチーム等医師以外の医療従事者も含めた研修、ネットワークづくりを行っ ていくとともに、県民に対しても緩和ケアについての普及啓発を図っていきます。
- ・今後も、引き続き、診断時からの緩和ケアを推進することにより、がん患者やその家族のQOLの 向上に努めてまいります。

⑥妊孕性温存療法について

【現状と課題】

がん治療によって主に卵巣、精巣等の機能に影響を及ぼし、妊孕性が低下することは、将来こどもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者にとって大きな課題です。

妊孕性温存療法として、胚(受精卵)、未受精卵子、卵巣組織、精子を採取し、長期的に凍結保存することは、高額な自費診療であり、がん患者等にとって経済的負担となっていました。

県では、令和2年度から「徳島県小児・AYA世代のがん患者等妊孕性温存療法研究促進事業」を実施しており、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望を持って治療に取り組めるよう、将来子どもを授かる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等(温存後生殖補助医療)に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンスの創出や長期にわたる検体保存のガイドラインの作成等の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進しています。

がん治療前だけでなく、がん治療後も長期間にわたって、がん・生殖医療に関する情報、相談支援を継続的に提供できる体制の整備が求められています。

【取組の方向性】

・がん患者やその家族等が、治療開始前に生殖機能への影響について認識し、適切に意思決定ができ

るよう相談支援体制を整備します。

・がん治療を行う医療機関と妊孕性温存療法実施医療機関との連携がスムーズにできるよう、徳島県 がん・生殖医療ネットワークの充実を図ります。

⑦希少がん及び難治性がん対策

【現状と課題】

希少がん及び難治性がんについて、基本法第19条第2項に「罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする」と明記されています。

希少がんについては、頻度は低いとされていますが、がん全体の一定の割合を占めており、医療や支援のあり方、情報収集・提供のための対策等が必要とされています。また、がん患者全体の5年生存率が約60%となっている一方、すい臓がんやスキルス胃がんのような、難治性がんは、臨床研究における症例集積が困難である等、有効な診断・治療法が開発されておらず、平成26年度に国が策定した「がん研究10か年計画」に基づき、研究が計画的に進められています。また、臨床研究体制の整備や診療体制のあり方、不足している病理診断医等の課題があります。

【取組の方向性】

・患者やその家族等への情報提供の更なる推進のため、拠点病院等における診療実績や、医療機関間 の連携体制等について、患者やその家族等の目線に立った分かりやすい情報提供を推進します。

⑧小児がん及びAYA世代のがん対策

【現状と課題】

ア 小児がん

小児がんとは、15歳未満の方が罹患するがんのことで、厚生労働省によると、年間2,000人から2,3 00人が罹患しています。小児の病死の主たる死因であり、成人のがんと異なり生活習慣と関係なく、 乳幼児期から思春期、若年成人まで幅広い年齢に発症し、希少で多種多様ながん種となっています。

医療の進歩により、小児がんの70~80%は治癒が望めるようになってきましたが、治療後の晩期合併症が問題となっています。

令和元年の本県における小児がんの年間発症数は、12件と少なく、対応できる医療機関が限られています(国立がんセンター:全国がん登録に基づく都道府県別罹患数・率)。

小児がんは、専門的な医療機関において、質の高い医療を提供することが重要であり、本県では「県がん診療連携拠点病院」でもある徳島大学病院が、がんを含む高度な小児専門医療を担う「小児中核病院」とされており、同院を中心として本県の小児がんの医療連携体制を整備しています。

また、中国・四国で唯一の「小児がん拠点病院」である広島大学病院を中心とした「小児がん中国・四国ネットワーク」が構築されており、県内では、徳島大学病院が、連携病院(小児がん診療病院)として、小児がんの医療連携を図っており、小児がんの患者や、晩期合併症を持つがん経験者及びその家族が、安心して適切な医療や支援が受けられるよう体制を整備しています。

特に、小児・AYA世代のがん患者については、他の世代に比べて患者数が少なく、医療従事者に 診療や相談支援の経験が蓄積されにくい等の課題があります。

イ AYA世代のがん

AYA世代とは、思春期・若年成人の世代のことで、Adolescent and Young Adultの略となっており、15歳以上40歳未満となっています。AYA世代のがんは、15歳未満の小児に多く発症するがんと、成人に多く発症するがんのいずれも発症し得るため、小児科と成人診療科の連携が重要です。

また、他の世代に比べて、患者数が少なく、疾患構成も多様であることから、医療従事者にとって も、診療や相談支援の経験が蓄積されにくいといった課題があります。

さらに、AYA世代は、抗がん剤や放射線などのがん治療が、卵巣や精巣にダメージを与え、生殖機能が損なわれる可能性があり、生殖医療との連携が望まれるところでありますが、卵子凍結などの費用も高く、様々な課題があります。

また、AYA世代は年代によって、就学、就労、妊娠等の状況が異なり、がん患者やその家族の治療の悩みも多岐にわたることから、それぞれの視点に応じた治療が求められています。

【取組の方向性】

- ・小児がん及びAYA世代のがん患者及びその家族等が、適切な情報を得て、悩みを相談できる支援につながり、適切な治療や長期フォローアップを受けられる体制整備を推進します。
- ・「小児がん中国・四国ネットワーク」の連携により、生殖医療も視野に入れたAYA世代のがん患者のニーズに応じたがん治療の提供体制の整備を推進します。
- ・就学、就労、妊娠等の状況による悩みに応じるため、徳島がん対策センターや拠点病院等の相談支援センターで対応できるよう努めてまいります。

⑨高齢者のがん対策

【現状と課題】

高齢化に伴い、高齢のがん患者も増加しており、令和元年度に新たにがんと診断された6,285人のうち、65歳以上の高齢者は、4,851人でした(国立がんセンター:全国がん登録に基づく都道府県別がん罹患数・率)。

高齢者のがんについては、全身の状態が弱っていることや併存疾患等により、標準的治療の適応とならない場合や、主治医が標準的治療を提供すべきでないと判断されることもあり、国立がん研究センターのがん患者の年齢ごとの治療法についての調査)結果によると、75歳以上の患者は、それより若い世代の患者と比較して、身体に負担のかかる治療法を控える傾向にあります。

また、85歳以上の高齢者で、進行がんの患者に対して、積極的な治療をせず経過観察などにとどめる割合は、すい臓がん、肺がん、胃がんで約6割となっています。

高齢者のがん治療については、明確な基準がなく、年齢や進行度が上がるとともに、治療傾向の差は大きく異なっています。また、部位についても、治療の難しいすい臓がん等では積極的治療を控えるケースが多いのですが、乳がんや前立腺がんでは、高齢者でも抗がん剤治療等を受ける割合が多くなっています。がんの治療は、「標準治療」を行うのが基本ではありますが、高齢者になると、心臓病や糖尿病等の他の疾患や認知機能の衰えもあるほか、抗がん剤投与等の治療は、身体への負担が大きく治療が長引くなど、延命治療を望むかどうかといった課題が生じています。

現在、厚生労働科学研究において、高齢者がん診療に関するガイドラインの策定が行われています。

【取組の方向性】

- ・高齢のがん患者が、それぞれの状況に応じた適切ながん医療を受けられるよう、拠点病院や推進病 院等と地域の医療機関及び介護事業所等との連携体制の整備を推進します。
- ・高齢者のがんは、身体能力の低下や併存疾患等により、統一的な基準がなかったため、主治医の裁量によるものとされていましたが、今後、厚生労働省が策定予定であるガイドラインに沿って、高齢者にとって最良の選択ができるよう、拠点病院等の医療機関と連携し、緩和ケア等もあわせてがん患者やその家族が安心して、がん治療を受けられる体制を進めてまいります。
- ・多職種や地域の医療機関等との連携を強化し、患者が望んだ場所で適切な医療を受けられる体制整備を進めます。

(3) がんとの共生

【最終目標】

がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を目指す

① 在宅医療の充実

【現状と課題】

がん患者が住み慣れた家庭や地域での療養も選択できるよう、緩和ケアをはじめとした在宅医療の 充実を図る必要がありますが、がん患者に対して24時間医療を提供する体制は、まだ十分に整備され ていません。

がん患者の在宅医療の充実を図るためには、医師、訪問看護師、薬剤師等がチームで対応できるよう、病院、在宅療養支援診療所、訪問看護事業所、薬局、介護サービス事業所等の連携協力体制の整

備が必要です。総合メディカルゾーンに設置された「徳島がん対策センター」では、県立中央病院が中心となり、在宅緩和ケアのネットワークづくりのための研修や会議が実施されており、徳島市医師会でも在宅医療支援センターが設置され、在宅医療ネットワークの取組が行われています。

平成18年度より、がん患者の在宅での療養にも資する在宅療養支援診療所について診療報酬上の加算が行われ、さらに、平成24年度から、複数の医師や診療所が連携して在宅患者に対し、24時間対応や緊急対応ができる機能を強化した在宅療養診療所・病院、在宅患者の緊急入院受入が評価されることになりました。

なお、がん患者に対して24時間対応で支援する在宅支援病院、在宅支援診療所は、東部 I 圏域に集中しており、他の圏域においても充実していく必要があります。

がん患者がその意向に沿い、住み慣れた家庭で最後まで療養できるという選択ができるような体制整備が必要ですが、その指標となる「がん患者の在宅での死亡割合」は、自宅が14.5%(全国22.1%)、居住系施設を含めても18.9%(全国28.6%)と、全国より低くなっています。

【在宅医療サービス提供医療機関数】 ※1月確定値で作成予定

圏域	東	部	南	部	西	部	<i>△#</i> :
項目	東部I	東部Ⅱ	南部I	南部Ⅱ	西部 I	西部Ⅱ	全体
悪性腫瘍指導管理	44	9	11	1	3	3	71
(内訳)病院	20	0	7	0	2	2	31
診療所	24	9	4	1	1	1	40
自己疼痛管理指導管理	41	5	9	1	3	2	61
(內訳)病院	18	1	4	1	1	1	26
診療所	23	4	5	0	2	1	35
悪性腫瘍患者の在宅 ターミナルケアに対応 (内訳)病院 診療所	55 18 37	11 1 10	13 6 7	4 2 2	6 4 2	6 2 4	95 33 62
在宅療養支援	113	15	25	4	9	9	175
(内訳)病院	22	O	5	1	3	2	33
診療所	91	15	20	3	6	7	142
24時間診療対応	7	4	4	1	0	0	16
(機能強化型)(内訳)病院	4	0	1	1	0	0	6
診療所	3	4	3	0	0	0	10
訪問看護事業所 訪問看護ステーション (うち24時間対応体制加算届出) 訪問看護を実施する 病院・診療所	55 (37) 17	8 (7) 1	10 (8)	1 (1) 1	3 (2) 1	4 (2)	81 (57) 22

資料:平成29年度徳島県医療施設機能調査

平成29年10月1日届出受理在宅療養支援医療機関名簿(四国厚生支局)

平成29年10月1日届出受理在宅療養支援(24時間診療に対応する機能強化型)医療機関 名簿(四国厚生支局)

平成29年4月1日訪問看護ステーション届出状況(四国厚生支局)

平成29年10月1日届出受理指定訪問看護事業所名簿(四国厚生支局)

平成29年4月に介護報酬(訪問看護)の請求のあった病院・診療所(徳島県国民健康保険団体連合会)

【悪性新生物による死亡の死亡場所 資料:人口動態統計(厚生労働省)】

		病院	診療所	介護老人保健施設	老人ホーム	自宅	その他
令和 4年	徳島県(人)	1, 790 (74. 5)	136 (5. 7)	53 (2. 2)	52 (2. 2)	348 (14. 5)	24 (1. 0)
	全 国 (%)	69. 3	1. 2	1. 1	5. 4	22. 1	0. 9
平成 27年	徳島県(人)(%)	2, 053 82. 4	138 5. 5	28 1. 1	64 2. 6	188 7. 5	20 0. 8
	全 国 (%)	84. 2	1. 7	0. 7	2. 2	10. 4	0.8

【取組の方向性】

- ・がん患者の在宅医療の充実を図るため、病院、在宅療養支援診療所、訪問看護事業所、薬局、介護保険サービス事業所等の連携を進めるなど必要な体制を整えていきます。特に、がん患者の緊急時の入院対応が可能になるよう、在宅支援診療所等のかかりつけ医と入院医療機関との連携体制を構築するなど、地域ごとの療養支援体制を推進していきます。
- ・拠点病院をはじめとしたがん診療を行う病院は、外来における化学療法や緩和ケア治療を充実させるとともに、地域連携クリニカルパスの活用や在宅医療モデルの紹介等により、在宅医療への支援や連携を進めていきます。
- ・在宅医療においては訪問看護の果たす役割が大きいことから、在宅で療養するがん患者の疼痛緩和 や看取りまでを含めた訪問看護に従事する看護師の育成や確保を進めていきます。
- ・徳島がん対策センター、徳島県がん診療連携協議会や拠点病院等と連携し、在宅における緩和ケア に携わる医師、看護師、薬剤師、介護関係者等の関係者によるネットワークの整備を進めるととも に、それぞれの業務内容に応じた専門的な研修を実施していきます。

② 相談支援・情報提供

【現状と課題】

本県においては、がん患者やその家族に対する相談支援、情報提供の手段として、拠点病院を中心に相談支援センターを設置し、がんに対する不安や疑問に対応しています。また、平成22年には、総合メディカルゾーンに「徳島がん対策センター」を設置し、総合的な相談支援やホームページ等による情報提供を行っています。

一方で、医療技術の進歩や情報端末の多様化に伴い多くの情報があふれる中、がん患者やその家族のニーズも多様化しており、県民へのがんの基本的な情報や治療に関する正しい情報、がん医療の最新の情報などを正確に、様々な手段を通じて提供できる体制の充実が必要です。

また、がん患者にとって、同じような経験を持つ者による相談支援や情報提供及び患者同士の体験 共有ができる場の存在は重要であることから、平成23年度から、ピアサポートを行うためにピアカウ ンセラー養成事業を実施していましたが、平成26年度からは、養成研修修了者をピアサポーターとし て登録し、拠点病院等で自らの経験を活かし、がん患者の悩みに寄り添った相談を行ってきました。

しかし、令和元年以降の新型コロナウイルス感染症の流行により、ピア・サポーターの養成が進んでいない現状があります。また、ピア・サポーターの活動の場が少ないことから、がん患者がピア・サポーター等からの支援を受けやすくなるよう、相談支援等に携わる者からピア・サポーター等に繋げるための仕組み作りや相談の質を担保するためのフォローアップ研修等に取り組み、相談をしたい方が必要な相談支援に繋がるような体制整備が必要です。

徳島がん対策センター

ホームページ http://www.toku-gantaisaku.jp/

電話相談受付 月曜~金曜(祝祭日を除く) 8時30分~17時00分

TEL 088-634-6442

徳島がん対策センター事業について

徳島県での現状におけるがん対策の問題点と課題

- ① 在宅で治療継続を希望するがん患者に対する在宅支援ネットワークの整備
- ② がん患者・家族が気軽に相談できる窓口の整備
- ③ 各病院のがん医療に関する情報の一元化



徳島がん対策センターの事業内容

- 1 在宅緩和ケア支援事業
- 2 がん患者支援事業
- 3 情報発信事業
- ① 在宅緩和ケアネットワークの構築 ① がん患者総合相談窓口の設置
- ① ホームページによる情報発信

- ② 在宅緩和ケア研修の実施
- ② 患者会等との連携による講演会の実施 ② がん登録に係る情報提供

【取組の方向性】

- ・がん患者を含めた県民に対し、がんに関する基本的な情報や予防、医療についての正しい知識の提 供、また、がん患者及びその家族の持つ疑問や不安への適切な対応を図るため、拠点病院等の情報 発信機能の充実に努めます。
- ・特に、がんに関する情報は、県内のどの地域においても得られる情報に差が生じないことが重要で あり、「徳島がん対策センター」の充実に努めていきます。
- ・がん患者の療養生活においては、身体的・精神的に様々な困難が生じることから、必要なときに適 切な助言・支援を受けられる体制整備が必要です。このため、拠点病院に設置される「相談支援セ ンター」の存在及び機能を周知するとともに、国立がんセンターのがん対策情報センターにおける 研修を修了した看護師等の専門的知識を有する者を相談員として複数以上専任で配置するなどの相 談支援体制の構築を図ります。
- ・がん患者や家族等が、心の悩みや体験等を語り合うことにより、不安の解消等につながる例もある ことから、そうした場を自主的に提供している活動を促進していきます。
- ・セカンドオピニオンについては、第三者の意見としてがん患者の治療に関する不安や疑問に答え、 さらには治療法に関する選択肢を広げ、がん患者自らが適切な治療法を選択するための有効な手段 であり、拠点病院等の協力を得て、体制整備に努めます。
- ・ピアカウンセラー養成事業の内容の見直しを行い、自らの経験を活かした相談業務を行うピアサポ ーターの養成及び相談の場を確保することにより、ピアサポート体制の充実を図り、がん患者の不 安や悩みを軽減してまいります。

社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援 **(3**)

【現状と課題】

がん患者がいつでもどこに居ても、安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社 会を実現するためには、拠点病院等と地域の医療機関とが連携して取り組む相談支援、緩和ケア、セ カンドオピニオン等の取組を推進し、積極的な患者やその家族等への支援を実践することが必要です。 がんの診断、治療から在宅医療にいたる様々な場面において緩和ケアが適切に実施されるためには、 がん診療に携わる医師をはじめとした医療従事者が、緩和ケアについての知識や技能の習得に努める

必要があります。そこで、平成20年度から、「すべてのがん医療に携わる医師が、研修により緩和ケアの知識・技術を習得すること」を目標に、拠点病院で緩和ケア研修会が実施されています。令和4年度末までに1,399名の医師等がこの研修を修了しています。

また、この研修を終了した医師を対象に、県が徳島県医師会へ委託し、最新の知見に基づいたフォローアップ研修会を開催し、緩和ケアのレベルアップを図っています。

また、質の高い緩和医療を提供する緩和医療学会専門医は県内に3名、緩和医療学会認定医は8名 (N PO法人日本緩和医療学会R5年4月1日現在) 在籍し、緩和ケア認定看護師は、11名 (日本看護協会R4年 12月1日現在) となっています。

この結果、在宅患者に対する緩和ケアに取組む施設も増えつつあり、総合メディカルゾーンに設置された「徳島がん対策センター」では、県立中央病院を中心に、在宅緩和ケアのネットワークづくりのための研修や会議が実施されるほか、徳島市医師会でも在宅医療支援センターが設置され、在宅緩和ケアネットワークの取組が行われています。

緩和ケアが切れ目なく提供できるよう拠点病院や推進病院、その他の病院や在宅支援診療所等との 連携を強化していく必要があります。

【取組の方向性】

- ・徳島県診療連携協議会において、セカンドオピニオンを受けられる医療機関や、緩和ケア及び在宅 医療等へのアクセスに関する情報提供のあり方について検討します。
- ・拠点病院等は、介護事業所や薬局等の地域の関係機関との連携や、社会的支援や困難事例等への対応に取り組みます。

④ がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援) 【現状と課題】

本県では、令和元年全国がん登録によりますと、20歳から64歳までの1,419人の働く世代の方が、がんに罹患しており、全体のがん罹患者6,285人のうちの22.6%となっています。また、令和4年人口動態統計によると、20歳から69歳では、がんが原因で469人が死亡しており、30歳からは、がんが死因の第1位となっており、がんは働く世代にとって大きな課題となっています。

厚生労働省によると、がんと診断を受けて退職・廃業した人は、就労者の19.8%を占めているといった現状があり、がん診療連携拠点病院に設置された相談支援センターに寄せられる相談も、仕事と治療の両立、仕事復帰の時期等、就労に関するものが多くなっています。がん患者にとって就労は生計維持等の経済的な面だけでなく、生きがいや労働の喜びにもつながるものであり、経営者側においても、スキルのある従業員の貴重な労働力を失うことは、企業にとって大きな損失であり、健康経営の観点からも、がん患者の就労を支援する必要があります。

厚生労働省では、がん患者が治療と仕事を両立できるよう支援するための「企業向けガイドライン」を作成し、働き手である、がん患者の情報を医療機関と共有し、勤務時間の配慮など適切な措置をとるなど、指針を示すことで、仕事を続けやすい職場環境をつくり、がんによる退職を防ぐこととしており、平成28年12月には、がん対策基本法が一部改正され、がん患者の雇用の継続等に配慮することを、事業主の責務とされました。

また、平成29年8月には、がん患者等の仕事と治療の両立を支援するために、行政と医療機関等で構成された「徳島県地域両立支援推進チーム」が設置され、関係機関の両立支援に係る取組状況の情報共有等を行うとともに、事業主の理解のもと、がん患者の働きやすい職場環境づくりや受入れ体制の整備を推進することとしています。

この他、同9月には、がんをはじめとする長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者に対する 就職支援事業を円滑に実施するため、公共職業安定所、拠点病院、行政等の関係機関により構成する 「長期療養者就職支援担当者連絡協議会」が設置され、ネットワークを構築することにより、情報共 有を図るとともに、長期療養者の就職支援を推進することとしています。

現在、県内の拠点病院の相談窓口において、下記のとおり就職支援ナビゲーターによる相談業務を行うほか、ハローワーク徳島では、長期療養者職業相談窓口を設置し、治療を受けながら就職を希望するがん患者の就労を支援しています。

また、がん患者が、がんと共生するには、就労以外にも治療に伴う外見(アピアランス)の変化、 生殖機能の喪失及びがん患者の自殺といった社会的課題もあり、対策が求められています。

その他、がんに対する「偏見」について、がんの罹患そのものが日常生活の大きな障壁となり、自身ががんであることを自由に話すことができず、がん患者が社会から孤立してしまうことがあること

が指摘されています。

(がん診療連携拠点病院におけるがん患者就労支援窓口)

病院名	相談窓口及び日時 〔要予約〕	予約・問合せ先
徳島赤十字病院	医療・がん相談支援センター 第1木曜日 14:00~16:00	0885 (32) 2555 内線3167
徳島市民病院	患者支援センター 第2木曜日 10:00~15:00	088 (622) 5152
徳島大学病院	患者支援センター 第3木曜日 13:00~16:00	088 (633) 7306
徳島県立中央病院	患者支援センター 第4木曜日 13:00~16:00	088(631)7151 内線5225

ハローワーク徳島 長期療養者職業相談窓口

月曜~金曜 8時30分~17時15分 開庁時間

TEL

FAX

【取組の方向性】

- ・働く世代ががんに罹患することは、本人や家族にとってのみならず、職場の同僚、さらには社会に 及ぼす影響も大きいことから、働く世代のがん検診受診率向上のための対策をはじめ、若い女性の 罹患が問題となっている乳がんや子宮頸がん対策、がんに罹患しても就労を継続できるよう企業の 理解を向上する環境づくりを進めます。
- ・平成30年度よりがん患者の就労支援として、がん患者の勤務先の産業医による助言により、連携し て主治医の作成する治療計画を見直した場合には、診療報酬が適用されるなど、医療と事業所との 連携は、がん患者が治療を受けながら働き続けるためには不可欠なものです。今後も引き続き、事 業主等へ「がん患者が治療と仕事を両立できるよう支援するための企業向けガイドライン」等の周 知を行うとともに、行政と医療機関等の連携により、がん患者の働きやすい職場環境づくりや受入 れ体制の整備を推進し、がん患者等の仕事と治療の両立を支援してまいります。
- ・就労支援以外においても、がん患者の更なるQOLの向上を目指すため、がん拠点病院等における アピアランスの支援や生殖機能温存の治療の選択、自殺防止のための相談業務の充実等、支援体制 の整備を進めてまいります。
- ・がんに対する偏見の払拭や正しい理解につながるよう、行政、民間団体、医療・福祉関係者等と連 携し、普及啓発に努めます。

⑤ ライフステージに応じた療養環境への支援

【現状と課題】

がん患者には年齢等による個々のライフステージにおいて、異なる身体的問題、精神的問題、社会 的問題が生じることから、世代に対応したがん対策が必要です。

小児・AYA世代のがんは、治療による身体的、精神的苦痛を伴いながら学業を継続せざるを得な いことが多く、入院中、療養中の教育支援、退院後の学校・地域での受入れ体制の整備が課題となっ ています。さらに、晩期合併症により、就職が困難な場合もあり、就労支援についても、成人発症の がん患者とニーズや課題が異なることがあります。

小児・AYA世代の緩和ケアは、家族に依存することが多く、家族が離職するなど、家族への負担 が大きいため、それぞれの患者に応じたがん対策が必要です。さらに、人生の最終段階における療養 場所として、一定数のがん患者が自宅や地域で過ごすことを希望している中、小児・AYA世代のがん患者は、利用できる支援制度に限りがある等の理由から、在宅で療養することを希望しても、患者やその家族等の身体的、精神心理的、経済的な負担が大きいことが指摘されており、どのライフステージにあっても、がん患者本人及び家族が希望する場所で療養できるような支援体制の整備が必要です。

高齢のがん患者については、認知機能低下により、身体症状や意思決定能力、治療のアドヒアランス、有害事象の管理などに影響を及ぼす可能性があることや、認知症の進行により日常生活における支援が必要となることなどが指摘されており、身体的な状況や社会的背景などに合わせた様々な配慮をしていく必要があります。

また、高齢のがん患者については、認知症の発症や介護の必要性など、家族等の負担が大きくなることから、家族等に対する早期からの情報提供・相談支援体制が必要であり、本人の意見を尊重しつつ、これらに取り組む必要があります。

【取組の方向性】

- ・年代によって、就学、就労、妊娠等の状況が異なり、生殖医療との連携も必要な場合があるなど、 患者ごとのニーズは個別性が高いことが多く、「小児中核病院」である徳島大学病院を中心とした 小児医療施設との連携体制を整備するほか、小児科と成人診療科の連携により治療を行い、小児・ AYA世代のがん患者のライフスタイルに応じたがん対策が可能となるよう、連携を進めてまいり ます。
- ・教育支援の充実に向けて、医療従事者と教育関係者との連携に努めるとともに、療養中に教育を必要とする患者が適切な教育を受けることのできる環境整備に努めます。
- ・拠点病院等は、高齢のがん患者への支援を充実させるため、地域の医療機関やかかりつけ医、在宅療養支援診療所、訪問看護事業所等の医療・介護を担う機関、関係団体、地方公共団体等と連携し、 患者やその家族等の療養生活を支えるための体制を整備するとともに、地域における課題について 検討します。

(4) これらを支える基盤の整備

① がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成の強化

【現状と課題】

集学的治療等の提供については、手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法を専門的に行う医療 従事者の確保が欠かせませんが、手術を行う医師が化学療法も実施するなどがん治療の中心を担って きたこともあり、これらの専門医に比較して、臨床腫瘍学会や日本放射線腫瘍学会の認定する専門医 は十分に配置されていません。前計画策定時期でありました平成23年度と平成29年度を比べますと、 現在県内の主な専門医である、がん治療認定医(日本がん治療認定医機構)は149名から158名、が ん薬物療法専門医(日本臨床腫瘍学会)は11名から14名と増えています。

看護師についても、がん看護専門看護師が5名か14名、がん化学療法看護師は9名から11名、がん性 疼痛看護師4名、がん放射線療法看護師3名、乳がん看護師2名、(全て日本看護協会 R4年12月現在) と徐々に増加しています。

薬剤師については、がん専門薬剤師(日本医療薬学会)が5名、栄養士については、がん病態栄養専門管理栄養士が11名(日本栄養士会)など、徐々に増加しています。

このように、前計画策定時よりがん診療を専門とする医療従事者が増加していますが、まだ全ての 拠点病院、推進病院へ配置されている状況ではありません。

【取組の方向性】

- ・放射線療法や化学療法の専門医をはじめ、がん専門の医師、看護師、薬剤師等の育成を図る研修等を受けやすい環境を整備するなど、がん専門医療従事者の育成に努めます。
- ・国立がん研修センター等による研修の受講などを要請し、がん専門分野における臨床実践能力の高 い看護師の育成を行っていきます。
- ・徳島大学では、平成19年度から文部科学省の「がんプロフェッショナル養成プラン」の取組として、

全国で唯一、がん専門の管理栄養士を養成するプログラムを実施しており、がん病態栄養専門管理栄養士の資格取得をはじめ、拠点病院等で栄養管理を専門に行う人材の育成に努めています。

・徳島県がん診療連携協議会が中心となり、拠点病院等との連携により、計画的、効果的に研修を行い、がん診療に携わる医療従事者の資質の向上を図っていきます。さらに、拠点病院等の専門医配置の状況等について、がん患者にとってわかりやすい提供に努めます。

② がんの教育・がんに関する知識の普及啓発

【現状と課題】

健康については子どもの頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防 といった観点から、がんの予防を含めた健康教育に取り組んでいます。

学校現場におけるがん教育について、学習指導要領の改正により、令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で、令和4年度から高等学校で必須化されています。

その他、本県では、NPO法人に委託し、がん予防をはじめとするがんに関する正しい知識の普及 啓発及びがん患者に対する理解を深める教育として、高等学校等への出前健康講座を実施し、がん医 療従事者やがん患者自らが講師となり、がん教育を行うとともに、がん検診受診のメッセージカード を作成し、児童や生徒から保護者や家族へのがん検診受診の呼びかけを行っています。出前講座にお けるメッセージカードの呼びかけについては、家族等からの受診勧奨となり、効果的な啓発方法とな っています。

徳島がん対策センターでは、無料の出前健康教育や新聞への定期的なコラムの掲載により各がんの 予防等について啓発を行っており、ホームページ等によりがんの知識について普及啓発に努めていま す。今後も県民に広く知識が行きわたるよう、様々な方法で取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

- ・ 県教育委員会と連携し、民間団体、医療機関等とも協力しながらがん教育及びがんに関する知識の 普及啓発に努めます。
- ・子どもの頃からの教育が重要であり、がんやがん患者に対する理解を深めるため、教育現場における出前健康教育について、高等学校から小・中学校へも積極的に拡充してまいります。
- ・県民に対しては、市町村、がん対策センター、医師会等関係団体、拠点病院等医療機関、マスメディア等の協力を得ながら、普及啓発を図っていきます。その際には、啓発資材のデジタル化や対象者に応じた周知方法の工夫等により、より効果的な手法を検討します。
- ・患者とその家族に対しても、拠点病院等の相談支援センター、がん対策センター、がん患者団体等 による相談支援・情報提供活動を進めていきます。
- ・事業主や医療保険者とも連携し、がん検診やがんの治療と仕事の両立支援等に関する正しい知識の 普及啓発に努めます。

③ がん登録の利活用の推進

【現状と課題】

がん対策を効果的・効率的に推進していくためには、評価の指標となるがん罹患や生存状況等の把握が必要であり、科学的根拠に基づく予防やがん対策を実施するため、がん登録を実施しています。

がん登録は、「がん登録等の推進に関する法律」(平成25年法律第111号)(以下「がん登録法」という)に基づき、平成28年1月より「全国がん登録」が開始され、国内の全ての病院及び都道府県知事が指定する診療所は、罹患等のがん情報を届出することが義務付けされており、がん医療の質の向上等に資することとなっています。

がん登録は、全国のがんの罹患、転帰その他の状況を把握する「全国がん登録」と、各医療機関内のがんに関するデータを把握する「院内がん登録」があり、拠点病院の指定にあたっては「院内がん登録」の実施が指定要件であり、「がん登録法」においても専門的ながん医療の提供を行う病院等は、院内がん登録の実施に努めることとされています。

がん登録の一層の推進を図るためには、がん登録の意義、内容及び個人情報の保護等についてがん 患者を含めた国民の理解が必要であり、がん登録の精度向上のためには、医療機関が行う院内がん登 録実施を促進することによる収集データの充実を図る必要があります。 なお、がん登録において、医療機関からのがん情報の届け出がなかったため、市町村からの死亡情報で初めてがんと判明した患者数の割合を示すDCN率は、前推進計画では13.4%(平成25年)でしたが、拠点病院等の届け出が向上したため、平成30年では4.1%と大幅に改善しています。

なお、DCNに該当する患者については、登録する際には、生前の医療情報を遡り調査し、がん情報を得ることとなりますが、それでも最終的に死亡以外のがん情報が得られず、がんと登録された患者数の割合であるDCO率については、数値が低いほどがん登録の精度が高いとされており、前推進計画では7.9%(平成25年)でしたが、平成24年分から医療機関に対して遡り調査を実施したため、平成30年では2.5%と大幅に改善しています。

※DCN (死亡情報で初めてがんと判明した患者数)

=DCO(最終的に死亡情報だけで登録された患者数)+溯り調査で把握した患者数

【取組の方向性】

- ・がん登録の実施に当たっては、がん患者を含めた国民の理解が必要であることから、その意義と内容について広く周知を図るとともに、研修等によりがん登録の実務者の育成・確保を図っていきます。
- ・全国がん登録は、病院は義務付けられていますが、診療所においては、手上げ方式で、都道府県が 指定することとなっており、より多くのがん罹患情報を収集するため、引き続き、協力してもらえ る指定診療所を募集し、がん登録の充実を図る必要があります。
- ・拠点病院は相互に連携してがん登録を着実に実施していくほか、拠点病院以外のがん診療を行って いる医療機関についても、院内がん登録の普及・実施を推進します。
- ・がん登録に登録されているがん患者の生存確認を行う予後調査を実施する等、罹患情報や生存率等のがん登録によるデータを分析し、関係機関に情報提供をしていくなど有効活用を図るとともに、「公益財団法人とくしま未来健康づくり機構」や「徳島がん対策センター」のホームページ等で、県民へがん登録の情報を提供してまいります。

④ 患者・県民参画の推進

【現状課題】

県民本位のがん対策を推進するためには、国や地方公共団体と、患者団体等の関係団体やがん患者を含めた国民が協力して、取組を進めていくことが必要です。また、その際には、多様な患者・市民が参画できる仕組みを整備するとともに、患者・県民参画に係る啓発・育成も併せて推進することが必要です。

本県では、県民本位のがん対策を推進するため、徳島県がん対策連絡会議及び肺がん部会、肝がん部会、子宮がん部会、乳がん部会において、がん患者団体の方に参画いただいています。

【取組の方向性】

- ・患者・県民参画を推進します。また、参画する患者、県民への啓発・育成を行います。
- ・医療従事者や関係団体に対しても、患者・県民参画に係る十分な理解が得られるよう、啓発等に取り組みます。

⑤ デジタル化の推進

【現状課題】

効果的かつ効率的ながん対策の推進のため、個人情報等の取り扱いに留意しつつ、デジタル技術の活用等を推進する必要があります。

【取組の方向性】

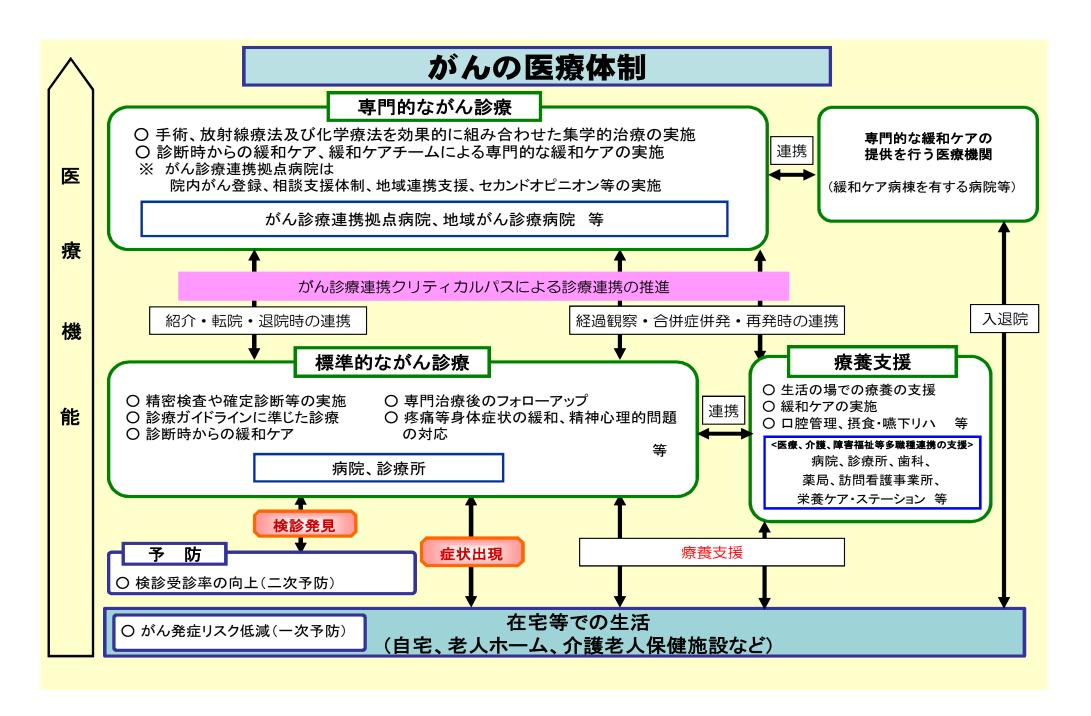
- ・SMS等を活用したがん検診の受診勧奨を行います。
- ・デジタル技術の活用により、アクセシビリティを向上させる取組を進めます。
- ・相談支援のオンライン化に向けた取組を推進します。

<がんの医療提供体制~求められる事項~>

	区分	予防	専 門 診 療	標 準 的 診 療	療養支援
機	能	がんを予防する機能	専門的ながん診療機能	標準的ながん診療機能	在宅療養支援機能
目	標	○喫煙などのがん発症リスクの低減○がん検診の受診率向上○精密検診の受診率向上	○集学的治療の実施○緩和ケアチームによる治療初期段階からの専門的な緩和ケアの実施○精神心理的な問題対応を含めた全人的な緩和ケアの実施	○精密検査や確定診断の実施○がん診療ガイドラインに準じた診療の実施○専門治療後のフォローアップの実施○治療の初期段階からの緩和ケアの実施○身体症状緩和、精神心理的問題への対応	○患者の意向を踏まえた 在宅等の生活の場での 療養支援の実施○緩和ケアの実施
求められる事項	共 通	○精密検査の実施○がん検診の精度管理への協力○禁煙外来の設置○敷地内禁煙の実施	○専門的検査・診断の実施 ○集学的治療の実施 ○異なる専門分野間の定期的なカンファレンス等の実施 ○専門的な緩和ケアチームの配置 ○専門的な外来緩和ケアの実施 ○セカンドオピニオンの提供 ○性力ンドオピニオンの提供 ○禁煙外来の設置 ○禁煙外来の設置 ○禁煙外来がん診療機能や在宅療養支援機能を有する医療機関等との連携 <拠点病院の場合> ○院内がん登録の確保 ○地域連携支援体制の確保	○診断・治療に必要な検査の実施 ○病理診断や画像診断等の実施 ○手術療法または化学療法の実施 ○緩和ケアを実施 ○喪失した機能のリハビリテーション ○禁煙外来の設置 ○専門的ながん診療機能や在宅療養支援機能を有する医療機関等との連携	
	胃がん		○高度かつ専門的な手術療法、内視鏡的切 除及び化学療法が実施できる医療機関	○胃癌治療ガイドラインに準じた手術療 法、内視鏡的切除及び化学療法が実施で きる医療機関	
	肺がん	○精密検診協力医療機関 ・胸部X線と胸部んの 検査による肺がんの ・気管支鏡下、CTが イドで ・気管下生検などの ・一般鏡で ・細胞診、組織診の ・細胞診、組織 ・細胞が注で	○集学的治療を実施する医療機関	○次のいずれかの機能を持つ医療機関・胸部CT又は気管支鏡検査ができる医療機関・手術療法又は化学療法を実施する医療機関	

	区 分	予防	専 門 診 療	標 準 的 診 療	療養支援
求められる事項	大腸がん	○精密検診協力医療機関 ・全大腸内視鏡検査またはS状結腸内視鏡 検査と注腸X線検査 (二重造影法)併用 検査	○集学的治療を実施する医療機関	○手術療法及び化学療法を実施する医療機関	
· (4)	乳がん	○精密検診とは ・乳を ・乳を ・乳を ・乳を ・乳を ・乳を ・乳を ・乳を	○乳癌治療ガイドラインに基づいた集学的 治療すべてが実施できる医療機関	○次の機能を持つ医療機関 ・マンモグラフィを整備 ・乳癌治療ガイドラインに基づき手術療 法または薬物療法を実施	
	肝がん		○手術療法、放射線療法、化学療法を組み合わせた集学的治療が実施できる医療機関 ○肝臓専門外科医による手術療法を実施し、高度かつ専門的な焼灼療法を実施する医療機関	○次の機能を持つ医療機関・肝がんの焼灼療法の実施・経動脈的治療の実施・肝臓のエコー検査、造影CT、MRIの実施	
	子宮がん	○精密検診協力医療機関・コルポスコピー下での組織診・子宮内膜の細胞診または組織診・超音波検査	○子宮がん患者に対して手術療法、放射線療法、薬物療法を組み合わせた集学的治療が実施できる医療機関	○子宮頸癌治療ガイドラインに基づいた手 術療法、薬物療法を実施している医療機関	

[※]各部位ごとの対応医療機関については県ホームページ「医療とくしま」内「保健医療計画」http://anshin.pref.tokushima.jp/med/bunya/hoken-plan/「がんに係る医療機関の名称等について」をご覧ください。なお、毎年3月頃に更新されます。



第5章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

がん対策を総合的かつ計画的に推進していくに当たっては、予防から検診、診断・治療に至るまで、がん患者を含めた関係者が適切な役割分担の下、相互に密接な連携を図り、一体となって取組むことが必要です。

がん患者を含めた県民、医療機関等、行政の担う役割分担を踏まえ、相互に連携のとれたサービスを提供していきます。

1 感染症発生・まん延時や災害等を見据えた対策

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生・まん延時等にがん検診の提供体制を一時的に縮小した場合でも、状況に応じて速やかに提供体制及び受診行動を回復させることができるよう、平時における準備等の対応について検討する必要があります。

感染症発生・まん延時や災害時等の状況下においても、必要ながん医療を提供できるよう、診療機能の役割分担や各施設が協力した人材育成や応援体制の構築等、地域の実情に応じた連携体制を整備する取組を平時から推進します。

2 役割と連携

(1) 医療機関

①がん診療連携拠点病院

自ら専門的な医療を提供するとともに、一般医療機関への情報提供、診療支援など、本県における中心的ながん診療機能を担います。

- ○専門的ながん医療を行う医師、薬剤師、看護師を対象とした研修の実施
- ○他の医療機関に対するがん医療に関する情報提供、症例相談、診療支援の実施
- ○相談支援センター等によるがん患者及び県民へのがんに関する正しい知識の普及啓発、がん 患者及びその家族の不安や疑問に対する相談支援の実施

②地域がん診療病院

集学的治療等を提供するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供 します。なお、自施設だけで提供できない場合は、グループ指定を受けたがん診療拠点病院 との連携により中心的ながん診療機能を担います。

- ○他の医療機関に対するがん医療に関する情報提供、症例相談、診療支援の実施
- ○相談支援センター等によるがん患者及び県民へのがんに関する正しい知識の普及啓発、がん 患者及びその家族の不安や疑問に対する相談支援の実施

③地域がん診療連携推進病院

「がん診療連携拠点病院に準じる病院」として、がん患者にその状態に応じた適切な医療を提供するとともに、地域のがん医療の中核的な役割を担います。

- ○拠点病院が実施する地域におけるがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断及び緩和ケア等に関する研修への協力及び参加
- ○がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する情報提供
- ○がん患者の療養上の相談支援、地域の医療機関等からのがん医療の連携協力体制の事例に関する情報収集及び提供

4一般医療機関

がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、地域がん診療連携推進病院と連携して適切な医療 を提供します。

- ○がん医療に関る専門的な知識、技術を習得するため、各種の研修に積極的に参加
- ○がんに関する正しい知識の普及啓発
- ○がん患者及びその家族の不安や疑問に対する相談支援

⑤在宅医療関係機関

がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、地域がん診療連携推進病院、一般医療機関と介護 保険サービス機関が連携して、がん患者の在宅における適切な療養支援サービスを提供します。

- ○医師、看護師、薬剤師、介護関係者等の関係者によるネットワークの整備
- ○在宅支援診療所等のかかりつけ医と入院医療機関との連携体制の構築
- ○医療機関と介護保険サービス機関等による連携体制の構築
- ○在宅がん患者の訪問看護に従事する看護師の育成や確保
- ○業務内容に応じた専門的な研修を実施

(2) 医療保険者等

①検診機関

質の高い検診を提供します。

- ○精度管理、効果的な検診方法の導入
- ○がんに関する正しい知識の普及啓発
- ○検診受診率向上のための受診促進

②医療保険者等

被保険者及び被扶養者に対し、がんの予防、検診の受診促進を図ります。

- ○がんに関する正しい知識の普及啓発
- ○がん予防のための生活習慣の改善
- ○がんの早期発見のための検診の受診促進
- ○異常所見指摘後の保健指導、医療機関受診勧奨

(3) 行政

(1)県

医療機関、検診機関、医療保険者、国の機関、教育関係者等と連携し、広域的な視点からのが ん対策を推進します。

- ○がん対策推進計画の策定、推進
- ○がん診療連携拠点病院の指導
- ○検診機関の精度管理の状況把握、評価、指導
 - ・生活習慣病検診管理指導協議会 胃がん・子宮がん・肺がん・乳がん・大腸がん・肝がん・がん登録の各部会
- ○がんに関する正しい知識の普及啓発
- ○がん患者の就労支援や職場環境の整備

②市町村

健康増進法に基づくがん検診を実施します。

- ○精度の高いがん検診の実施
- ○がんに関する正しい知識の普及啓発
- ○がん予防のための生活習慣の改善
- ○がんの早期発見のための検診の受診促進

(4) 県民

がんを正しく理解し、がんの予防に努めるとともに、医療従事者と協力して治療を進めるなど、 主体的かつ積極的な活動に努めます。

- ○がん予防のための生活習慣の改善
- ○がんの早期発見のための検診の受診
- ○医療従事者とのよりよい人間関係の構築